

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年11月28日

【中間会計期間】 第104期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 野村ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nomura Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役兼執行役社長 古賀 信 行

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

【電話番号】 03(5255)1000

【事務連絡者氏名】 野村ホールディングス株式会社
主計部長 村 木 修 司

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

【電話番号】 03(5255)1000

【事務連絡者氏名】 野村ホールディングス株式会社
主計部長 村 木 修 司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第102期 中	第103期 中	第104期 中	第102期	第103期
会計期間	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日 (平成18年3月期中)	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日 (平成19年3月期中)	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日 (平成20年3月期中)	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日 (平成18年3月期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日 (平成19年3月期)
収益合計 (百万円)	734,471	870,944	1,147,160	1,792,840	2,049,101
収益合計(金融費用控除後) (百万円)	460,150	456,912	600,937	1,145,650	1,091,101
税引前中間(当期)純利益 (百万円)	141,368	106,491	96,374	445,600	321,758
中間(当期)純利益 (百万円)	69,202	63,665	66,226	304,328	175,828
純資産額 (百万円)	1,869,148	2,125,028	2,233,928	2,063,327	2,185,919
総資産額 (百万円)	36,069,965	32,682,845	29,333,718	35,026,035	35,873,374
1株当たり純資産額 (円)	981.51	1,114.88	1,170.31	1,083.19	1,146.23
基本的1株当たり中間(当期)純利益 (円)	36.01	33.41	34.70	159.02	92.25
希薄化後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	35.95	33.33	34.59	158.78	92.00
自己資本比率 (%)	5.2	6.5	7.6	5.9	6.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	377,425	1,389,799	666,068	565,214	1,627,156
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,111	144,285	145,438	4,678	533,813
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	558,055	868,178	1,072,523	829,219	1,568,703
現金および現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	768,303	330,804	660,404	991,961	410,028
従業員数 [外、平均臨時従業員数] (人)	15,086 [3,396]	16,029 [3,588]	17,916 [4,447]	14,932 [3,498]	16,854 [3,766]

(注) 1 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき記載されております。

- 2 財務会計基準書第144号「長期性資産の減損および処分に関する会計処理」の規定に従い、非継続となった事業にかかる損益を独立表示しており、第102期中間期および第102期の「収益合計」「収益合計(金融費用控除後)」および「税引前中間(当期)純利益」には、継続事業からの損益が表示されております。また、第102期中間期の「収益合計」「収益合計(金融費用控除後)」および「税引前中間(当期)純利益」を組み替え再表示しております。組み替え再表示前の「収益合計」「収益合計(金融費用控除後)」および「税引前中間(当期)純利益」は以下のとおりです。

回次	第102期 中
会計期間	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日 (平成18年3月期中)
収益合計 (百万円)	947,979
収益合計(金融費用控除後) (百万円)	668,980
税引前中間(当期)純利益 (百万円)	148,313

- 3 「純資産額」は、米国会計原則に基づく資本合計を記載しております。
- 4 「1株当たり純資産額」の計算に使用される純資産額は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。また、「自己資本比率」の計算に使用される自己資本は、米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。
- 5 第103期より、過年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」として区分していた銀行拠点の貸付金の増減を「投資活動によるキャッシュ・フロー」として区分を開始し、また、過年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」として区分していた銀行拠点の受入預金の増減を「財務活動によるキャッシュ・フロー」として区分を開始しました。第103期の開示様式と整合させるために第103期中間期以前の報告数値の組替を行っております。組み替え再表示前のそれぞれのキャッシュ・フローは次のとおりです。

回次		第102期 中	第103期 中	第102期
会計期間		自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日 (平成18年3月期中)	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日 (平成19年3月期中)	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日 (平成18年3月期)
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	396,682	1,422,292	566,327
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,304	91,493	27,439
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	582,505	847,879	798,215

- 6 財務会計基準書第144号「長期性資産の減損および処分に関する会計処理」の規定に従い、非継続となった事業にかかるキャッシュ・フローを独立表示しており、第102期中間期および第102期の「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」および「現金および現金同等物の期末残高」には、継続事業からのキャッシュ・フローが表示されております。また、第102期中間期の「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」および「現金および現金同等物の期末残高」を組み替え再表示しております。組み替え再表示前の「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」および「現金および現金同等物の期末残高」は次のとおりです。

回次		第102期 中
会計期間		自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日 (平成18年3月期中)
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	433,741
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	17,185
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	563,203
現金および現金同等物 の中間期末(期末)残高	(百万円)	840,583

- 7 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 8 従来臨時従業員として開示しておりました専任職等一部の有期雇用社員を第104期中間期より従業員数に含め表示しております。これに伴い第103期以前の従業員数および平均臨時従業員数を組替え再表示しております。なお、この組替再表示前の従業員数および平均臨時従業員数は以下のとおりです。

回次		第102期 中	第103期 中	第102期	第103期
会計期間		自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日 (平成18年3月期中)	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日 (平成19年3月期中)	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日 (平成18年3月期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日 (平成19年3月期)
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	(人)	14,768 [3,660]	15,468 [4,293]	14,668 [3,779]	16,145 [4,434]

- 9 従業員数につきまして、上記のほか、第104期中間期において中間連結財務諸表上連結子会社として取り扱われているプライベート・エクイティ投資先企業の従業員数は6,227人、平均臨時従業員数は1,728人であります。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第102期 中	第103期 中	第104期 中	第102期	第103期
会計期間	自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月 30日 (平成18年 3月期中)	自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日 (平成19年 3月期中)	自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日 (平成20年 3月期中)	自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日 (平成18年 3月期)	自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日 (平成19年 3月期)
営業収益 (百万円)	153,396	250,495	318,572	220,699	340,886
経常利益 (百万円)	110,494	192,667	238,649	131,282	207,221
中間(当期)純利益 (百万円)	107,627	189,727	135,694	17,878	158,235
資本金 (百万円)	182,800	182,800	182,800	182,800	182,800
発行済株式総数 (千株)	1,965,920	1,965,920	1,965,920	1,965,920	1,965,920
純資産額 (百万円)	1,536,612	1,538,647	1,545,227	1,446,649	1,475,328
総資産額 (百万円)	3,269,931	4,021,704	4,572,212	3,627,776	4,438,039
1株当たり配当額 (円)	12.00	16.00	17.00	48.00	44.00
第1四半期 (円)		8.00	8.50		8.00
第2四半期 (円)	12.00	8.00	8.50	12.00	8.00
第3四半期 (円)					8.00
期末 (円)				36.00	20.00
自己資本比率 (%)	47.0	38.2	33.7	39.9	33.2
従業員数 (人)	8	23	77	19	21

(注) 1 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。

2 中間連結財務諸表を作成しているため、提出会社の1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の記載を省略しております。

3 第103期より、四半期配当を実施しております。

4 第102期以前の1株当たり配当額中第2四半期の欄には、中間配当額を記載しております。

5 純資産額の算定にあたり、第103期中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間期において、提出会社および提出会社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体）338 社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。なお、当中間期末の持分法適用会社は 45 社であります。

3 【関係会社の状況】

当中間期における重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成 19 年 9 月 30 日現在

	従業員数(人)
連結会社合計	17,916〔4,447〕

- (注) 1 当社の事業区分は投資・金融サービス業という事業セグメントに属しており、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。なお、中間連結財務諸表注記に記載しております事業別セグメント情報は米国会計原則に規定する経営管理上の組織に基づき、国内営業部門、グローバル・マーケティング部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門、グローバル・マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五区分により作成されております。
- 2 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間期の平均人員を外数で記載しております。
- 3 従来臨時従業員として開示しておりました専任職等一部の有期雇用社員を当中間期より従業員数に含め表示しております。
- 4 上記のほか、中間連結財務諸表上連結子会社として取り扱われているプライベート・エクイティ投資先企業の従業員数は 6,227 人、平均臨時従業員数は 1,728 人であります。

(2) 提出会社の従業員の状況

平成 19 年 9 月 30 日現在

	従業員数(人)
提出会社計	77

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員はおりませんので、記載を省略しております。
- 2 上記のほか、野村證券株式会社との兼務者が 154 人、野村アセットマネジメント株式会社との兼務者が 2 人おります。

(3) 労働組合の状況

特記事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績の概況

当中間期の収益合計（金融費用控除後）は、前年同期比 32%増の 6,009 億円、金融費用以外の費用は、前年同期比 44%増の 5,046 億円となり、その結果、税引前中間純利益は前年同期比 10%減の 964 億円、中間純利益は前年同期比 4%増の 662 億円となりました。

キャッシュ・フローの状況につきましては、現金および現金同等物の当中間期末残高は、前事業年度末と比較し 2,504 億円増加（前年同期は 6,612 億円の減少）となりました。売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券（純額）の残高の増加、有価証券担保金の残高（借入・貸付の純額）の増加等により営業活動により使用された現金は 6,661 億円（前年同期の営業活動により使用された現金は 1 兆 3,898 億円）となりました。建物、土地、器具備品および設備の購入、銀行貸付金の増加（純額）、トレーディング目的以外の負債証券の増加（純額）等により、投資活動により使用された現金は 1,454 億円（前年同期の投資活動により使用された現金は 1,443 億円）となりました。また借入の増加等により、財務活動から得た現金は 1 兆 725 億円（前年同期の財務活動から得た現金は 8,682 億円）となりました。

中間連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および金融費用以外の費用の内訳はそれぞれ次のとおりであります。

	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日 (百万円)	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日 (百万円)
委託・投信募集手数料	145,642	219,849
（委託手数料）	(77,153)	(128,824)
（投信募集手数料）	(48,972)	(73,395)
（その他）	(19,517)	(17,630)
投資銀行業務手数料	41,252	46,066
（引受・募集手数料）	(29,511)	(20,903)
（M&A・財務コンサルティングフィー）	(11,538)	(23,878)
（その他）	(203)	(1,285)
アセットマネジメント業務手数料	65,208	98,221
（アセットマネジメントフィー）	(57,937)	(89,054)
（その他）	(7,271)	(9,167)
トレーディング損益	103,312	107,215
（マーチャント・バンキング）	(2,198)	(1,044)
（エクイティ・トレーディング）	(44,408)	(79,885)
（債券等トレーディング）	(61,102)	(26,286)
プライベート・エクイティ投資関連損益	37,295	63,652
純金融収益	26,139	5,492
投資持分証券関連損益	20,553	24,756
プライベート・エクイティ投資先企業売上高	42,705	70,827
その他	15,912	25,355
収益合計（金融費用控除後）	456,912	600,937

	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日 (百万円)	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日 (百万円)
人件費	161,828	203,223
支払手数料	20,590	46,351
情報・通信関連費用	50,601	64,204
不動産関係費	28,185	33,879
事業促進費用	17,658	20,061
プライベート・エクイティ投資先企業売上 原価	23,208	44,118
その他	48,351	92,727
金融費用以外の費用計	350,421	504,563

事業別セグメント情報

事業別セグメントにおける業績は次のとおりです。

なお、合算セグメント情報と、中間連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および税引前中間純利益との調整計算につきましては、「中間連結財務諸表注記 14 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

収益合計（金融費用控除後）

	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日 (百万円)	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日 (百万円)
国内営業部門	200,127	225,100
グローバル・マーケット部門	117,374	125,672
グローバル・インベストメント・バンキング部門	48,496	47,552
グローバル・マーチャント・バンキング部門	56,664	51,865
アセット・マネジメント部門	41,490	50,093
その他（消去分を含む）	1,348	52,416
計	465,499	552,698

金融費用以外の費用

	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日 (百万円)	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日 (百万円)
国内営業部門	129,417	142,339
グローバル・マーケット部門	106,648	167,319
グローバル・インベストメント・バンキング部門	26,653	30,736
グローバル・マーチャント・バンキング部門	5,384	6,337
アセット・マネジメント部門	25,200	30,213
その他（消去分を含む）	20,056	55,206
計	313,358	432,150

税引前中間純利益（損失）

	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日 (百万円)	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日 (百万円)
国内営業部門	70,710	82,761
グローバル・マーケット部門	10,726	41,647
グローバル・インベストメント・バンキング部門	21,843	16,816
グローバル・マーチャント・バンキング部門	51,280	45,528
アセット・マネジメント部門	16,290	19,880
その他（消去分を含む）	18,708	2,790
計	152,141	120,548

国内営業部門

当中間期の国内営業部門は、株式委託売買代金が減少したこと等により株式委託手数料が減少したものの、投信販売が好調であったことから、投資信託募集手数料ならびに投資信託残高報酬等が増加しました。その結果、収益合計（金融費用控除後）は、前年同期の 200,127 百万円から 12%増の 225,100 百万円となりました。また、金融費用以外の費用は、前年同期の 129,417 百万円から 10%増の 142,339 百万円となり、税引前中間純利益は、前年同期の 70,710 百万円から 17%増の 82,761 百万円となりました。

グローバル・マーケット部門

当中間期のグローバル・マーケット部門は、フィクスト・インカムでは、米国 RMBS 関連ビジネスからの撤退に伴う損失を計上したことにより、前年同期比で減益となりました。それ以外のビジネスでは、金利・為替系の仕組債や欧州を中心にクレジットおよび金利・為替系デリバティブのトレーディングが収益に貢献しました。エクイティでは、MPO 等からの収益が減少しましたが、エクイティ・デリバティブのトレーディングが好調であったことや、平成 19 年 2 月にインスティネット社を連結したことによる収益増加等から前年同期比で増益となりました。その結果、収益合計（金融費用控除後）は、前年同期の 117,374 百万円から 7%増の 125,672 百万円となりました。また、金融費用以外の費用は、主にインスティネット社の連結による人件費と支払手数料等の増加により、前年同期の 106,648 百万円から 57%増の 167,319 百万円となり、税引前中間純利益（損失）は、前年同期、当中間期それぞれ 10,726 百万円、 41,647 百万円となりました。

グローバル・インベストメント・バンキング部門

当中間期のグローバル・インベストメント・バンキング部門は、好調な国内 M&A ビジネスに加え、欧州、アジアの海外ビジネスが収益拡大に貢献しましたが、前年同期と比べ、国内企業のエクイティ・ファイナンスが大きく減少したことに伴い、高いシェアを確保したものの引受金額が減少したこと等により減益となりました。その結果、収益合計（金融費用控除後）は、前年同期の 48,496 百万円から 2%減の 47,552 百万円となりました。また、金融費用以外の費用は、前年同期の 26,653 百万円から 15%増の 30,736 百万円となり、税引前中間純利益は、前年同期の 21,843 百万円から 23%減の 16,816 百万円となりました。

グローバル・マーチャント・バンキング部門

当中間期のグローバル・マーチャント・バンキング部門は、欧州テラ・ファーマの投資先企業であるドイチェ・アニントンや野村プリンシパル・ファイナンス投資先企業のワンピシアーカイブズ、スリオンテックの売却等が収益に貢献した結果、収益合計（金融費用控除後）は、前年同期の 56,664 百万円から 8%減の 51,865 百万円となり、引き続き高水準を維持する事が出来ました。また、金融費用以外の費用は、前年同期の 5,384 百万円から 18%増の 6,337 百万円となり、税引前中間純利益は、前年同期の 51,280 百万円から 11%減の 45,528 百万円となりました。

アセット・マネジメント部門

当中間期のアセット・マネジメント部門は、投資信託と投資顧問の成長で運用資産は前期末比 3.3 兆円増の 30.3 兆円となり、運用報酬が増加しました。投信ではマイストーリー分配型 B コースの運用資産残高が 2 兆円を突破する等、既存のバランス型商品や新規設定商品の販売好調が継続しました。その結果、収益合計（金融費用控除後）は、前年同期の 41,490 百万円から 21%増の 50,093 百万円となりました。また、金融費用以外の費用は、前年同期の 25,200 百万円から 20%増の 30,213 百万円となり、税引前中間純利益は、前年同期の 16,290 百万円から 22%増の 19,880 百万円となりました。

その他の業績

その他の業績は、投資有価証券の損益、関連会社損益の持分額、その他決算修正項目等から構成されております。その他の業績の税引前中間純損失は、前年同期、当中間期それぞれ 18,708 百万円、2,790 百万円となりました。

地域別情報

地域別の収益合計（金融費用控除後）および税引前中間純利益（損失）については、「中間連結財務諸表注記 14 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

(2) トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

平成18年9月30日および平成19年9月30日現在のトレーディング目的資産負債の残高は以下のとおりです。

種類	平成18年9月30日現在 (百万円)	平成19年9月30日現在 (百万円)
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	12,817,424	11,578,419
トレーディング資産	12,482,177	11,338,576
持分証券および転換社債	3,170,997	2,632,139
政府および政府系機関債	4,979,243	4,264,199
銀行および事業会社の負債証券	1,806,848	1,794,573
コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金	205,698	265,737
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	1,335,354	1,024,767
受益証券等	223,018	195,656
デリバティブ取引	761,019	1,161,505
為替予約取引	81,078	76,506
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	14,261	40,676
スワップ取引	350,850	628,489
証券オプション取引(買建)	129,029	190,433
証券オプション取引以外のオプション取引(買建)	185,801	225,401
プライベート・エクイティ投資	335,247	239,843
トレーディング負債	4,179,129	5,559,848
持分証券および転換社債	431,677	726,763
政府および政府系機関債	2,642,812	3,488,253
銀行および事業会社の負債証券	198,619	132,237
受益証券等	63	5
デリバティブ取引	905,958	1,212,590
為替予約取引	49,953	47,489
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	13,513	33,238
スワップ取引	470,911	615,031
証券オプション取引(売建)	232,671	301,456
証券オプション取引以外のオプション取引(売建)	138,910	215,376

トレーディングのリスク管理

当社はトレーディング業務におけるマーケットリスクの測定方法として、バリューアットリスク(VaR)を採用しております。

1) VaR の前提

- ・ 信頼水準：2.33 標準偏差 片側 99%
- ・ 保有期間：1 日
- ・ 商品間の価格変動の相関を考慮

2) VaR の実績

	平成18年9月30日現在 (億円)	平成19年9月30日現在 (億円)
株式関連	61	33
金利関連	35	32
為替関連	13	26
小計	109	91
分散効果	36	35
バリューアットリスク (VaR)	73	56

	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリューアットリスク (VaR)	66	46	57

2 【対処すべき課題】

現在の環境認識について

現在、わが国の経済は企業部門を中心に民間需要が堅調に推移する中、緩やかな拡大過程にあると言えます。また、世界経済については、米国経済が住宅市場の調整を中心に減速過程が続いており、今後の実体経済への影響が懸念されています。このような経済環境の中、国内の企業には少子高齢化時代を迎え、国内市場の縮小に備えた業界再編を目的として、M&A やこれを支える資金調達のニーズが見られます。

また、国内の個人金融資産においては、団塊の世代の大量退職などによる社会構造の変化、規制緩和の進展などを背景にして、「貯蓄から投資へ」の流れは今後も着実に進んでいくことが予想されます。

このように企業における投資ニーズと国内金融資産における「貯蓄から投資へ」の流れは国内金融・資本市場における二つの大きな流れであり、このような流れの中においては、当社の果たすべき役割はますます重要になってくると同時に、当社にとってビジネスチャンスも大きく広がっていくものと考えております。

ここで、世界の金融システムの構造変化に目を転じますと、大きく三つの潮流を読み取ることができると考えております。

一つ目は、プライベート・エクイティ・ファンドやヘッジ・ファンドに加え、政府系の投資ファンドが新たなリスクマネーの出し手として、その存在感を強めてきています。サブプライム問題により、国際金融市場ではクレジット収縮の動きが見られ、不透明な部分もありますが、投資銀行やユニバーサルバンクにとっては、このようなファンドに対して金融技術を活用したファイナンスの提供を行うことは、今後も中核的なビジネスになると考えております。

二つ目は、金融機関のバランスシートの流動化です。欧米の商業銀行が規模よりも収益性を追求する観点からバランスシートを流動化させております。サブプライム問題の影響で投資家のリスク許容度の低下が見られるものの、アセットの流動化の手法として証券化やクレジット・リスクをヘッジする手段であるクレジット・デリバティブといったビジネスは、金融機関のバランスシートの流動化を背景に今後も継続していくものと考えます。

三つ目は、エマージング市場の台頭です。米国経済に対する不透明感が強まる中、世界経済に与える影響が懸念されていますが、依然、アジアは世界の投資家、企業経営者の関心の的となっており、アジアに対する投資の流れは世界の金融システムに大きな変化を与えています。

以上、見てきたような国内における環境の変化、世界における環境の変化はビジネスの拡大に結び付けていくことができる大きな機会であると考えております。当社は、お客様に真正面から向き合い、お客様のニーズをしっかりとつかみ、お客様のニーズに応えていくといった基本姿勢を貫きながら、ビジネスを拡大させていくことが重要であると考えています。

経営課題とそれに対する取組みについて

野村グループは「あらゆる投資に関して最高のサービスを提供する」ことを経営ビジョンとして掲げ、グループとしてビジネスの幅を広げ、業容を拡大させていくことで更なる成長を目指しております。そして野村グループが更なる成長を目指すために、顧客の声に真摯に耳を傾けてビジネスの成長を図ること、野村独自の海外戦略を展開すること、新たなビジネス領域の拡大を図ることを重要な課題として取り組んでまいりたいと考えております。

顧客に立脚したビジネスの成長

野村グループとしてビジネスの幅を拡げ、業容を拡大させる上で、顧客の動向・ニーズを徹底的に把握し、それに応える形で顧客とのビジネスを創造していくことは基本姿勢であると考えております。そして、このような顧客に立脚したビジネスをグループとして展開し、また、グローバルにも展開しながらビジネスの持続的な成長を強固なものにしていくことを目指してまいりたいと考えております。

各部門別の取り組みは以下のとおりです。

国内営業部門では、預貯金に傾斜した個人金融資産の証券市場へのシフトを促し、野村グループの顧客基盤を拡大いたします。そのために、店舗、コール、ネットなどさまざまなアクセスポイントを一層拡充し、お客様のニーズに沿った商品・サービスをスピーディーに提供していくとともに、証券市場への参加者を広げるための投資教育に引き続き取り組んでまいります。

グローバル・マーケット部門では金利、為替、クレジット、エクイティなどの金融商品および不動産関連商品に対し流動性を提供するとともに、証券化、デリバティブ等の金融技術の活用により、お客様に対し付加価値の高い商品・ソリューションを提供することにより収益の拡大に取り組んでまいります。

グローバル・インベストメント・バンキング部門では、お客様それぞれの戦略を的確に捉えた付加価値の高いソリューションを提供することにより、M&A アドバイザリーや資金調達ビジネスの拡大に取り組んでまいります。また、国内外のネットワークを活用し、アジアでの強固なプレゼンスの確立を図るとともに、グローバル・ベースでのビジネスの更なる拡大を目指してまいります。

グローバル・マーチャント・バンキング部門では、野村グループの自己資金を活用して企業に投資を行ない、他部門とも連携して投資先の企業価値の向上に取り組むことにより、投資収益の最大化を図ってまいります。

アセット・マネジメント部門では、運用体制の集約化や調査機能の強化など、中長期的に運用の付加価値を生み出すことができる体制を整備するとともに、提供する商品の多様化および投資信託の販売チャネルの拡大を図り、運用資産の増加と収益基盤の拡大に努めてまいります。また、確定拠出年金ビジネスでは、制度の導入支援から商品供給に至る一貫したサービスを提供することにより、野村グループの顧客基盤の拡大を図ってまいります。

野村独自の海外戦略の展開

野村グループの海外戦略におきましても、顧客に立脚したビジネスの領域を広げていくことに変わりはありませんが、海外においてはその地域特性に応じた異なるビジネス戦略を展開していきたいと考えております。

欧州は高付加価値商品の供給基地としての役割を担い、さらにその機能を強化していくことを目指し、米州は選択と集中をさらに進めてまいりたいと考えております。そして、ビジネスのポテンシャルが大きいアジアでは、野村の持つ金融技術やグローバルなディストリビューション・ネットワークを最大限活かしながら、アジア各国の特性を踏まえ、現地ニーズを把握した上でより地域に密着したビジネス、野村をパートナーであると認識していただける顧客を増加させていくといったビジネスを進めてまいりたいと考えております。

新たなビジネス領域の拡大

新たなビジネス領域の拡大におきましては、これまでも増して注力してまいります。インスティネット社の買収により、グローバル・エクイティにおいて電子取引のプラットフォームを新たなビジネス領域として野村グループ内に取り込むことができました。今後もビジネスが補完し合い、相乗効果を得られることができ、顧客に立脚したビジネスとして有効であるという確信が持てれば、M&Aを有力な選択肢の一つとして活用していきたいと考えております。

また、ジョインベスト証券や野村キャピタル・インベストメントのローン・ビジネスなどのように、野村グループのビジネスの幅を拡げ、業容を拡大させることを目指した動きを今後も加速させていきたいと考えております。

これらの課題に対処していくため、国内外におけるグループの総力を結集し、わが国金融・資本市場の拡大・発展に尽力しながら、グループ全体の収益力の強化を通じて経営目標の達成および株主価値の極大化を図ってまいります。

なお、会社の経営方針の決定を支配することが可能な量の株式を保有する株主についての基本的な対処方針に関して、当社は、そのような量の株式を保有しようとする者を許容するか否かは最終的には株主の判断に委ねられるべきものと考えております。したがって、新株予約権をあらかじめ発行する防衛策（ライツプラン）等のいわゆる買収防衛策の導入は現時点では予定しておりません。

当社は、「グローバルな競争力を備えた日本の金融サービスグループ」として確固たる地位を築くことを経営目標とし、従来の証券業の枠にとらわれることなく、ビジネスの領域を拡げ、業容を拡大させながら、更なる成長と株主価値の向上を目指しております。投資の裾野を広げることは当社の経営目標を達成する上で重要であり、多くの方々に当社を知っていただき、株主となっていただくことも経営目標の達成に資するものであると考えております。当社では東京証券取引所をはじめとする国内証券取引所に株式を上場しているほか、平成13年12月にはニューヨーク証券取引所に上場し、平成17年1月には単元株数を引き下げ、昨年は新しい会社法で認められた四半期配当の導入を行うなどの施策を既に行っております。平成19年9月末時点では、株主数は26万1千名となりました。

このような状況の下で、当社の企業価値・株主共同の利益にとって不適切な者により当社の買収が試みられようとした場合には、多くの株主または投資家にとって好ましくない結果をもたらされることを防止する必要があるため、株主・投資家から負託された者の責務として、当社取締役会はこれを防止するための適切な措置をとります。その場合には、社内に設置した「企業価値向上委員会」が買収提案等に関して調査・検討を行い、当社社外取締役で構成する検討会議に諮った後、取締役会における十分な審議を経て、企業価値・株主共同の利益の観点から株主にとっての最善策について結論を出すことといたします。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間期において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

1) 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

2) 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年11月28日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,965,919,860	1,965,919,860	東京証券取引所 (注3) 大阪証券取引所 (注3) 名古屋証券取引所 (注3) シンガポール証券 取引所(注4) ニューヨーク証券 取引所(注5)	
計	1,965,919,860	1,965,919,860		

(注) 1 議決権を有しております。

2 提出日(平成19年11月28日)現在の発行数には、平成19年11月1日からこの半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

3 各市場第一部

4 原株を上場

5 米国預託証券(ADS)を上場

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

株主総会の特別決議日（平成14年6月26日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	1,182(注1)	1,173(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,182,000	1,173,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,794円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,794円 資本組入額 897円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、監査役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は監査役任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000 株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 3 執行役については取締役に合わせて取り扱うことといたします。

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	1,270(注1)	1,259(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,270,000	1,259,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,619円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,619円 資本組入額 810円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000 株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	344(注1)	314(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	344,000	314,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月5日～平成23年6月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000 株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	1,266(注1)	1,263(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,266,000	1,263,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,607円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,607円 資本組入額 804円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000 株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	295(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	295,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月26日～平成24年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000 株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	569(注1)	557(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	569,000	557,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月4日～平成24年6月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000 株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	1,326(注)	638(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	132,600	63,800
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月26日～平成24年7月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	16,030 (注1)	15,850(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,603,000	1,585,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,409円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,409円 資本組入額 705円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100 株であります。
 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行う時は、次の算式により払込金額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{1 \text{ 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	25,025(注)	24,765(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,502,500	2,476,500
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月25日～平成25年4月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注） 新株予約権1個につき目的となる株数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	9,855(注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	985,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月13日～平成25年6月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,053円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	18,100 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,810,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり2,201円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月7日～平成25年7月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,201円 資本組入額 1,344円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人（以下、この四者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。ただし、次のアおよびイに掲げる者が当該アおよびイに定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役、執行役又は監査役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の使用人 当社又は当社の子会社の社命による転籍、定年退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式 100 株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	160 (注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	16,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月11日～平成25年10月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人（以下、この四者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。但し、次のアおよびイに掲げる者が当該アおよびイに定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役、執行役又は監査役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の使用人 当社又は当社の子会社の生命による転籍、定年退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	42,329(注)	41,563(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,232,900	4,156,300
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年4月26日～平成26年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,165円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）（以下、取締役、執行役および監査役を併せて「役員」といい、役員および使用人を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員(海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。)</p> <p>任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・社員を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）</p> <p>定年退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p>	同左

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の行使の条件	<p>ウ 当社の海外子会社の役員・社員（当社又は当社の国内子会社の役員・社員を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）</p> <p>アおよびイに掲げる事由。 但し、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	12,044 (注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,204,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年6月22日～平成26年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,278円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p>	同左

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の行使の条件	<p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。） アおよびイに掲げる事由。 但し、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	1,130（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,382円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,382円 資本組入額 1,440円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p>	同左

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の行使の条件	<p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。） アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2. (1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	19,000 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,900,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,382円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,382円 資本組入額 1,440円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p>	同左

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の行使の条件	<p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。） アおよびイに掲げる事由。 ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2. (1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)	26,321 (注)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,632,100	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月2日～平成26年8月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,105円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出向している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p>	同左

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の行使の条件	<p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。）</p> <p>アおよびイに掲げる事由。ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の数(個)		2,166(注)
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)		216,600
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり1円
新株予約権の行使期間		平成21年10月20日～平成26年10月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額		発行価格 1円 資本組入額 972円
新株予約権の行使の条件		<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権者については、以下に掲げる条件のすべてを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役および海外でこれらに準ずる者（以下総称して「役員」という）又は使用人（参事、顧問およびシニア・エグゼクティブ・オフィサー（SEO）を含む。以下同じ。）たる地位を有していること。ただし、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・使用人たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の国内子会社の役員（海外子会社の役員を兼務している者も含む。また海外子会社には当社の子会社の海外駐在員事務所を含む。以下同じ。）任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の国内子会社の使用人（当社の海外子会社の役員・使用人を兼務している者ならびに海外子会社に出身している者も含む。）定年退職、契約上限年齢到達による退職、当社又は当社の国内子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、雇止め、その他これらに準ずる事由</p>

株主総会の特別決議日（平成19年6月27日）		
	中間会計期間末現在 （平成19年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成19年10月31日現在）
新株予約権の行使の条件		<p>ウ 当社の海外子会社の役員・使用人（当社又は当社の国内子会社の役員・使用人を兼務する者ならびに当社又は当社の国内子会社から出向している者を除く。以下同じ。） アおよびイに掲げる事由。 ただし、海外子会社においてアおよびイに準じて別に定めた事由がある場合は当該事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。 ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合 イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件のすべてを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注） 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

- (4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日		1,965,919,860		182,800		112,504

- (5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	104,678	5.32
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	93,959	4.78
ヒーローアンドカンパニー (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	米国ニューヨーク州、ニューヨーク パークレズトリート101 バンク・オブ・ニューヨーク気付 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	75,028	3.82
ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン フランクストリート225 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	48,928	2.49
ステートストリートバンクア ンドトラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン フランクストリート225 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	46,464	2.36
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	38,444	1.96
ザチエスマンハットンバンク エヌエイロンドン (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	連合王国ロンドン市ECコールマン通り ウールゲートハウス (東京都中央区日本橋兜町6-7)	28,398	1.44
ピー・エヌ・ピー・パリバ・セ キュリティーズ(ジャパン)リ ミテッド (ピー・エヌ・ピー・パリバ証 券会社)	東京都千代田区大手町1丁目7-2	21,779	1.11
メロンバンクエヌエーアズエ ージェントフォーイックライ アントメロンオムニバスユーエ ス Pension (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	米国マサチューセッツ州、ボストン ワン ポストン プレイス (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	19,532	0.99
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	19,007	0.97
計		496,217	25.24

- (注) 1 当社は、平成19年9月30日現在、自己株式を55,950千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
- 2 ヒーローアンドカンパニーは、デポジタリー・ノミニーズ・インコーポレーションが商号変更したものであります。
- 3 平成19年10月1日付でパークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社および同社グループ6社から提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成19年9月24日現在の同社グループ7社が保有する当社株式は105,745千株である旨、報告を受けておりますが、当社として中間期末時点における実質所有株式数が確認できませんので、平成19年9月30日現在の株主名簿に従い記載しております。

(6) 【議決権の状況】

1) 【発行済株式】

平成 19 年 9 月 30 日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 55,949,500		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 3,000,000		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,904,675,900	19,045,889	同上
単元未満株式	普通株式 2,294,460		1 単元 (100 株) 未満の株式
発行済株式総数	1,965,919,860		
総株主の議決権		19,045,889	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が 84,000 株含まれております。また、「単元未満株式」には当社所有の自己株式 94 株が含まれております。

2) 【自己株式等】

平成 19 年 9 月 30 日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋 1 丁目 9 - 1	55,949,500		55,949,500	2.85
(相互保有株式) 株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内 1 丁目 8 - 2	2,000,000		2,000,000	0.10
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 - 5	1,000,000		1,000,000	0.05
計		58,949,500		58,949,500	3.00

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が 3,000 株あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,475	2,560	2,580	2,440	2,260	2,040
最低(円)	2,250	2,290	2,350	2,085	1,890	1,726

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則」(平成 11 年大蔵省令

第 24 号)第 87 条の規定により、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならび

に表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。

(2) 当社の中間連結財務諸表は、各連結会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の

の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成さ

れております。

(3) 提出会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第

38 号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に準拠して作成されております。

なお、前中間会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基

づく、当中間会計期間(平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基

づく作成されております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、前中間期(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日ま

での中間連結財務諸表および前中間会計期間(平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表につ

いて、ならびに金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間期(平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月

30 日まで)の中間連結財務諸表および当中間会計期間(平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表

について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

1) 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間期末 平成18年9月30日現在		当中間期末 平成19年9月30日現在		前事業年度末 平成19年3月31日現在	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産)							
現金・預金：							
現金および現金同等物		330,804		660,404		410,028	
定期預金		587,254		955,859		546,682	
取引所預託金および その他の顧客分別金		55,542		147,505		97,302	
計		973,600	3.0	1,763,768	6.0	1,054,012	3.0
貸付金および受取債権：							
貸付金		1,049,570		964,214		935,711	
顧客に対する受取債権		37,627		34,354		47,518	
顧客以外に対する受取債権		1,245,984		1,262,415		637,209	
貸倒引当金		3,464		1,526		2,027	
計		2,329,717	7.1	2,259,457	7.7	1,618,411	4.5
担保付契約：							
売戻条件付買入有価証券		7,885,086		3,517,842		8,061,805	
借入有価証券担保金		7,124,886		7,886,590		9,776,422	
計		15,009,972	45.9	11,404,432	38.9	17,838,227	49.7
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資 (平成18年9月30日現在 5,428,545百万 円、 平成19年9月30日現在 3,372,945百万 円、 平成19年3月31日現在 5,719,748百万 円の 担保差入有価証券を含む)：	3						
トレーディング資産		12,482,177		11,338,576		12,830,826	
プライベート・エクイティ投資		335,247		239,843		347,394	
計		12,817,424	39.2	11,578,419	39.5	13,178,220	36.7
その他の資産：							
建物、土地、器具備品および設備 (平成18年9月30日現在 227,886百万 円、 平成19年9月30日現在 255,979百万 円、 平成19年3月31日現在 249,592百万 円の 減価償却累計額控除後)		353,160		449,209		422,290	
トレーディング目的以外の負債証券		229,379		288,765		255,934	
投資持分証券		207,650		162,280		195,238	
関連会社に対する投資および貸付金 (平成18年9月30日現在 7,502百万円、 平成19年9月30日現在 3,508百万 円、 平成19年3月31日現在 7,451百万円の 担保差入有価証券を含む)		295,955		438,610		441,536	
その他	5	465,988		988,778		869,506	
計		1,552,132	4.8	2,327,642	7.9	2,184,504	6.1
資産合計		32,682,845	100.0	29,333,718	100.0	35,873,374	100.0

区分	注記 番号	前中間期末 平成18年9月30日現在		当中間期末 平成19年9月30日現在		前事業年度末 平成19年3月31日現在	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債および資本)							
短期借入		829,315	2.5	1,346,591	4.6	1,093,529	3.0
支払債務および受入預金：							
顧客に対する支払債務		423,758		333,445		304,462	
顧客以外に対する支払債務		363,132		448,544		623,143	
受入銀行預金		402,526		495,770		418,250	
計		1,189,416	3.6	1,277,759	4.3	1,345,855	3.8
担保付調達：							
買戻条件付売却有価証券		11,861,474		5,619,336		11,874,697	
貸付有価証券担保金		6,287,138		4,236,458		7,334,086	
その他の担保付借入		1,283,263		2,342,188		1,390,473	
計		19,431,875	59.5	12,197,982	41.6	20,599,256	57.4
トレーディング負債	3	4,179,129	12.8	5,559,848	19.0	4,800,403	13.4
その他の負債	5	493,624	1.5	900,760	3.1	845,522	2.4
長期借入	6	4,434,458	13.6	5,816,850	19.8	5,002,890	13.9
負債合計		30,557,817	93.5	27,099,790	92.4	33,687,455	93.9
コミットメントおよび偶発事象	13						
資本：	11						
資本金							
無額面： 授権株式数 -							
6,000,000,000株							
発行済株式数 -							
平成18年9月30日現在、平成19年9							
月30日現在							
および平成19年3月31日現在							
1,965,919,860株							
発行済株式数(自己株式控除後) -							
平成18年9月30日現在							
1,906,067,957株							
平成19年9月30日現在							
1,908,831,093株							
平成19年3月31日現在							
1,907,049,871株		182,800	0.6	182,800	0.6	182,800	0.5
資本剰余金		162,127	0.5	170,267	0.6	165,496	0.5
利益剰余金		1,852,207	5.7	1,944,562	6.6	1,910,978	5.3
累積的その他の包括損益		9,119	0.0	13,911	0.1	6,613	0.0
計		2,206,253	6.8	2,311,540	7.9	2,265,887	6.3
自己株式(取得価額)							
自己株式数 -							
平成18年9月30日現在 59,851,903株							
平成19年9月30日現在 57,088,767株							
平成19年3月31日現在 58,869,989株		81,225	0.3	77,612	0.3	79,968	0.2
資本合計		2,125,028	6.5	2,233,928	7.6	2,185,919	6.1
負債および資本合計		32,682,845	100.0	29,333,718	100.0	35,873,374	100.0

関連する中間連結財務諸表注記をご参照ください。

2) 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間期		当中間期		前事業年度				
		自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	金額(百万円)	百分比 (%)	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	金額(百万円)	百分比 (%)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	金額(百万円)	百分比 (%)
収益：										
委託・投信募集手数料		145,642		219,849		337,458				
投資銀行業務手数料		41,252		46,066		99,276				
アセットマネジメント 業務手数料		65,208		98,221		145,977				
トレーディング損益		103,312		107,215		290,008				
プライベート・エクイティ 投資関連損益		37,295		63,652		47,590				
金融収益		440,171		540,731		981,344				
投資持分証券関連損益		20,553		24,756		20,103				
プライベート・エクイティ 投資先企業売上高		42,705		70,827		100,126				
その他		15,912		25,355		67,425				
収益合計		870,944	100.0	1,147,160	100.0	2,049,101	100.0			
金融費用		414,032	47.5	546,223	47.6	958,000	46.8			
収益合計(金融費用控除後)		456,912	52.5	600,937	52.4	1,091,101	53.2			
金融費用以外の費用：										
人件費		161,828		203,223		345,936				
支払手数料		20,590		46,351		50,812				
情報・通信関連費用		50,601		64,204		109,987				
不動産関係費		28,185		33,879		61,279				
事業促進費用		17,658		20,061		38,106				
プライベート・エクイティ 投資先企業売上原価		23,208		44,118		57,184				
その他		48,351		92,727		106,039				
金融費用以外の費用計		350,421	40.3	504,563	44.0	769,343	37.5			
税引前中間(当期)純利益		106,491	12.2	96,374	8.4	321,758	15.7			
法人所得税等		42,826	4.9	30,148	2.6	145,930	7.1			
中間(当期)純利益		63,665	7.3	66,226	5.8	175,828	8.6			

		前中間期 自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	当中間期 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	前事業年度 自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
区分	注記 番号	金額(円)	金額(円)	金額(円)
普通株式1株当たり：	8			
基本-				
中間(当期)純利益		33.41	34.70	92.25
希薄化後-				
中間(当期)純利益		33.33	34.59	92.00

関連する中間連結財務諸表注記をご参照ください。

3) 【中間連結資本勘定変動表】

区分	前中間期	当中間期	前事業年度
	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日 金額(百万円)	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日 金額(百万円)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日 金額(百万円)
資本金			
期首残高	182,800	182,800	182,800
中間期末(期末)残高	182,800	182,800	182,800
資本剰余金			
期首残高	159,527	165,496	159,527
自己株式売却損益	633	1,458	556
新株予約権の付与	3,233	6,229	6,525
中間期末(期末)残高	162,127	170,267	165,496
利益剰余金			
期首残高	1,819,037	1,910,978	1,819,037
中間(当期)純利益	63,665	66,226	175,828
現金配当金	30,495	32,418	83,887
財務会計基準審議会注釈書第48号 の初年度適用に伴う調整額		1,266	
財務会計基準審議会緊急問題専門 委員会発行番号06-2号の初年度適 用に伴う調整額		1,119	
自己株式売却損益		371	
中間期末(期末)残高	1,852,207	1,944,562	1,910,978
累積的その他の包括損益 為替換算調整額			
期首残高	1,129	36,889	1,129
中間期(当期)純変動額	24,276	6,898	38,018
中間期末(期末)残高	23,147	43,787	36,889
確定給付年金制度			
期首残高	14,096	30,276	14,096
年金債務調整額 ⁽¹⁾	68	400	387
財務会計基準書第158号の初年度適 用に伴う調整額 ⁽²⁾			15,793
中間期末(期末)残高	14,028	29,876	30,276
中間期末(期末)残高	9,119	13,911	6,613
自己株式			
期首残高	82,812	79,968	82,812
取得	81	102	204
売却	23	42	25
従業員に対する発行株式	1,677	2,415	2,910
その他の中間期(当期)純変動額	32	1	113
中間期末(期末)残高	81,225	77,612	79,968
資本合計	2,125,028	2,233,928	2,185,919

(1) 年金債務調整額のうち、前中間期および前事業年度の金額は最小年金債務調整額であります。

(2) 初年度適用のため、調整額は中間連結包括利益計算書には反映されておりません。

関連する中間連結財務諸表注記をご参照ください。

4) 【中間連結包括利益計算書】

区分	前中間期	当中間期	前事業年度
	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
中間(当期)純利益	63,665	66,226	175,828
その他の包括損益 ⁽¹⁾ ：			
為替換算調整額（税引後）	24,276	6,898	38,018
確定給付年金制度：			
年金債務調整額 ⁽²⁾	215	693	608
繰延税額	147	293	221
計	68	400	387
その他の包括損益合計	24,344	7,298	37,631
包括利益	88,009	73,524	213,459

(1) 財務会計基準書第158号の初年度適用に伴う調整額は中間連結包括利益計算書に反映されていません。

(2) 年金債務調整額のうち、前中間期および前事業年度の金額は最小年金債務調整額であります。

関連する中間連結財務諸表注記をご参照ください。

5) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間期	当中間期	前事業年度
		自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー：				
中間(当期)純利益		63,665	66,226	175,828
中間(当期)純利益の営業活動に 使用された現金(純額)への調整				
減価償却費および償却費		24,243	31,757	50,432
投資持分証券関連損益		20,553	24,756	20,103
繰延税額		3,094	107,286	256
営業活動にかかる資産 および負債の増減：				
定期預金		40,169	413,006	24,395
取引所預託金および その他の顧客分別金		8,613	51,972	30,186
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資		1,165,486	1,599,032	1,039,123
トレーディング負債		2,485,422	751,368	1,986,980
売戻条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券(純額)		1,439,454	1,707,073	1,243,337
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金(純額)		1,408,199	1,204,864	177,234
その他の担保付借入		1,719,363	951,733	1,612,879
貸付金および受取債権 (貸倒引当金控除後)		815,525	589,575	95,843
支払債務		157,594	121,164	154,665
未払法人所得税(純額)		170,424	74,818	184,036
その他(純額)		111,195	29,182	129,981
営業活動に使用された現金(純額)		1,389,799	666,068	1,627,156

区分	注記 番号	前中間期	当中間期	前事業年度
		自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日	自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッシュ・フロー：				
建物、土地、器具備品および設備の購入		32,795	79,933	101,784
建物、土地、器具備品および設備の売却		142	6,420	634
投資持分証券の購入		5,602	641	9,284
投資持分証券の売却		8,800	4,565	25,109
銀行貸付金の増加(純額)		52,792	54,010	73,611
トレーディング目的以外の 負債証券の増加(純額)		13,291	33,476	37,861
事業の取得および売却(純額)		16,312	11,576	172,019
関連会社に対する投資の減少(増加) (純額)		64,679	1,298	164,700
その他投資およびその他資産の増加 (純額)		380	1,237	297
投資活動に使用された現金(純額)		144,285	145,438	533,813
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
長期借入の増加		1,187,261	1,611,754	2,736,688
長期借入の減少		389,097	805,668	1,451,500
短期借入の増加(純額)		132,605	248,861	377,788
受入銀行預金の増加(純額)		20,299	71,445	17,947
自己株式の売却に伴う収入		1,067	628	2,379
自己株式の取得に伴う支払		81	102	204
配当金の支払		83,876	54,395	114,395
財務活動から得た現金(純額)		868,178	1,072,523	1,568,703
現金および現金同等物に対する 為替相場変動の影響額		4,749	10,641	10,333
現金および現金同等物の増加(減少)額		661,157	250,376	581,933
現金および現金同等物の期首残高		991,961	410,028	991,961
現金および現金同等物の中間期末 (期末)残高		330,804	660,404	410,028

区分	注記 番号	前中間期	当中間期	前事業年度
		自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
補足開示：				
期中の現金支出額 -				
利息の支払額		467,659	631,180	1,056,820
法人所得税等支払額(純額)		216,343	62,617	330,222
現金支出を伴わない投資活動 -				
・事業の取得				
平成18年9月期、増加した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き14,821百万円、増加した負債の合計金額は17,360百万円であります。				
平成19年9月期、該当はありません。				
平成19年3月期、増加した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き344,299百万円、増加した負債の合計金額は151,106百万円であります。				
・事業の売却				
平成18年9月期、減少した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き5,616百万円、減少した負債の合計金額は6,983百万円であります。				
平成19年9月期、減少した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き14,660百万円、減少した負債の合計金額は8,523百万円であります。				
平成19年3月期、減少した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き7,958百万円、減少した負債の合計金額は8,211百万円であります。				
組替再表示 -				
当期の開示様式と整合させるために過年度の報告数値の組替を行っております。				

関連する中間連結財務諸表注記をご参照ください。

〔中間連結財務諸表注記〕

1 会計処理の原則：

平成 13 年 12 月、野村ホールディングス株式会社(以下「提出会社」)はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934 年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会(以下「米国 SEC」)に提出しました。以後提出会社は、年次報告書である「様式 20 - F」を 1934 年証券取引所法に基づき米国 SEC に年一回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、当社(以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」)の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則」(平成 11 年大蔵省令第 24 号)第 87 条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき作成されております。なお、当中間期(平成 19 年 4 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日)において当社が採用しております米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続ならびに連結財務諸表の表示方法(以下「日本会計原則」)との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については日本会計原則に基づいた場合の連結税引前中間(当期)純利益と比較した影響額をあわせて開示しております。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に議決権所有割合および財務会計基準審議会注釈書第 46 号「変動持分事業体の連結」(平成 15 年 12 月改訂)に従い連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により連結の範囲が決定されます。

・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は損益計算書に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。営業目的で取得された投資持分証券の前中間期、当中間期および前事業年度の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前中間(当期)純利益と比較した影響額は、それぞれ 25,451 百万円(損失)、26,082 百万円(損失)および 38,232 百万円(損失)であります。

・トレーディング目的以外の負債証券への投資の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は損益計算書に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、仮定と異なる実績から生じた損益または年金数理上の仮定の変更から生じた損益は、当該損益の期首時点の残高が予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の 10%と定義される回廊額を超過している場合に、従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務と年金資産の公正価値との差額で測定される年金制度の財政状況が資産または負債として計上されます。日本会計原則では、年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては、償却は行われず、定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内の一定期間において均等償却されます。また、米国会計原則では、貸方のれんは、発生した期に一括償却することが規定されておりますが、日本会計原則では、貸方のれんについても、20年以内の一定期間において均等償却されます。当中間期および前事業年度の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前中間（当期）純利益と比較した影響額は、4,652百万円（利益）および5,670百万円（利益）であります。なお前中間期の影響額は重要性がありませんでした。

・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は損益または、その他の包括損益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は純資産の部に計上されます。

・少数株主持分

日本会計原則では少数株主持分は純資産の部の中に含まれます。一方、米国会計原則では資本の部に計上することは認められておらず、当社は負債に区分し、当該金額を注記で開示しております。

2 会計方針の要旨：

事業の概況

提出会社および証券業務、銀行業務、その他の金融サービス業を行う子会社は、個人や法人、政府等の顧客向けに世界の主要な金融市場において、投資、金融およびそれらに関連するサービスを提供しております。

当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。当社の経営成績の報告は、国内営業部門、グローバル・マーケティング部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門、グローバル・マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五つに区分して行われております。

国内営業部門は、主に日本国内の個人投資家等に対し資産管理型営業によりサービスを提供しております。グローバル・マーケティング部門は、主に国内外の機関投資家を対象として株式や債券、為替のセールスおよびトレーディングをグローバルに展開しております。グローバル・インベストメント・バンキング部門は、世界の主要な金融市場において、債券、株式、その他の引受業務、M&A の仲介や財務アドバイザー業務など、多様な投資銀行サービスを提供しております。グローバル・マーチャント・バンキング部門は、投資先企業の価値向上を目指しプライベート・エクイティ事業における投資を行っております。アセット・マネジメント部門は、主に投資信託の開発および運用管理ならびに投資顧問サービスを提供しております。

連結財務諸表作成上の基礎

連結財務諸表作成にあたっては、提出会社および提出会社が財務上の支配を保持している事業体を連結の範囲に含めております。提出会社が、事業体の財務上の支配を保持しているかどうかを決定するため、修正後の財務会計基準審議会注釈書第 46 号「変動持分事業体の連結」（以下「注釈書第 46 号」）の規定に従い、事業体が変動持分事業体であるかどうかを判断しております。変動持分事業体とは、株主が財務上の支配を保持しているとは言えない事業体、あるいは追加の劣後的財務支援がない場合にも業務を遂行することができる充分なリスク資本を確保していない事業体であります。提出会社は当社が第一受益者に該当する変動持分事業体を連結しております。第一受益者とは、変動持分事業体にかかる予想損失の過半を負担する者、または変動持分事業体にかかる予想残余利益の過半を享受する者、もしくはそのいずれにも該当する者をいいます。変動持分事業体でない事業体においては、提出会社は、議決権の過半を保有し、財務上の支配を保持している事業体を連結しております。なお、証券化取引に利用される特定の特別目的事業体は、財務会計基準書第 140 号「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」に規定する適格特別目的事業体の条件を充足する場合には、提出会社は連結していません。

当社が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常は議決権の 20% から 50% を保有する場合）事業体への投資については、持分法により処理され、関連会社に対する投資および貸付金の勘定に計上しております。財務上の支配も重要な影響力も保持していない事業体への投資は公正価値に基づき計上されております。

提出会社の主要な子会社には野村証券株式会社、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. およびノムラ・インターナショナル plc があります。

提出会社の会計処理および財務報告の方針は、米国の証券会社に一般的に公正妥当と認められた会計原則に従っております。重要な連結会社間取引および残高は、連結の過程ですべて相殺消去しております。当期の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替を行っております。

財務諸表作成上の見積り

連結財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、のれんの帳簿価額の回収可能性、貸付金に対する貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積りを行っております。これらの見積りは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行われることとなります。したがって、実際の結果がこれらの見積額と異なることがあり、結果として連結財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

金融商品の公正価値

金融商品の公正価値は、強制された売買または清算に伴う売買ではなく、自発的な相手先とその時点において取引された場合に交換されると考えられる価額です。市場取引されている有価証券とデリバティブを含む金融商品の公正価値は、市場取引価格、業者間取引価格ないしその時点における市場において取引を決済した場合の見積価格に基づいております。市場取引価格および業者間取引価格が存在しない場合、公正価値の算定は、類似商品の価格や時価評価モデルに基づいて行われます。時価評価モデルは、契約期間、ポジションの大きさ、基礎となる資産の価格、利子率、配当率、時間的価値、ボラティリティおよび関連商品や類似商品についての統計的な計測数値などが考慮されており、商品の残存期間中の管理費用および市場流動性などの調整も考慮されております。これらの調整は、公正価値算定上の基本的な構成要素です。

デリバティブ取引を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は公正価値により評価され、評価損益はトレーディング損益として反映されております。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、評価損益の金額および計上時期に影響を与えます。したがって、異なる時価評価モデルもしくは基礎となる仮定を使用することにより、異なった財務数値が計上される可能性があります。債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、当社の将来の公正価値の見積りに影響を与え、トレーディング損益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、当該モデルの基礎となる客観的な市場データが得にくくなることから、当社の公正価値の見積りはより主観的になる可能性があります。

プライベート・エクイティ事業

プライベート・エクイティ事業における投資は、それぞれの属性に応じて、公正価値による評価、持分法、または連結子会社として会計処理されております。プライベート・エクイティ事業における連結子会社は、「プライベート・エクイティ投資先企業」と称しています。

公正価値評価されているプライベート・エクイティ投資は、投資先企業ごとの当社の評価に基づいて計上されております。こうした投資先については元来透明性のある価格があるわけではありません。投資当初は公正価値であるの見積もられた取得価格で計上されます。第三者取引事例などで価格の変動が明らかな場合には、帳簿価格は調整されます。第三者取引が存在しない場合でも、予想される実現価値が帳簿価格を下回ると判断された場合は、帳簿価格を引き下げることがあります。こうした決定に際しては、投資先から生じる予測将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストにより割り引いた値に基づく内部評価モデル、または比較可能な市場のさまざまな評価を使用します。可能な場合にはこれらの評価は、営業キャッシュ・フロー、予算または見積もりに対比した会社や資産からの財務実績、類似の公開企業の価格や利益数値、業種または地域内の傾向、およびその投資に関連する特定の権利または条件（例えば転換条項や残余財産分配優先権）と比較されます。

最終的な見積もり評価を確定させるため、これらの評価に対する変動に対して、特有のリスク要因の影響についてストレス・テストが行われております。

金融資産の譲渡

当社は金融資産の譲渡について、財務会計基準書第 140 号（以下「基準書第 140 号」）の規定、すなわち「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」に基づき処理しております。基準書第 140 号は、当社の金融資産の譲渡について、当社がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。基準書第 140 号は、(a)譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b)譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れる、または譲渡する権利を有していること、(c)譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないこと、という条件を満たす場合に支配を喪失すると規定しております。

証券化活動に関連して、当社は、商業用および居住用モーゲージ、政府発行債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。当社の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体の管理者としての役割を果たすこと、特別目的事業体が発行する負債証券および受益権を投資家のために引受、売出、販売することが含まれております。当社は、証券化により譲渡した金融資産を、これらの資産に対する支配を喪失した場合にオフ・バランス処理しております。当社が金融資産に対する持分を保有することもあり、証券化を実施するために設立された特別目的事業体の残存持分を一般的な市場条件により保有することもあります。当社の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産として計上され、公正価値の変動はすべてトレーディング損益として認識しております。

外貨換算

提出会社の子会社は、それぞれの事業体における主たる経済環境の機能通貨により財務諸表を作成しております。連結財務諸表の作成に際し、日本円以外の機能通貨を持つ子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、資本の部に累積的その他の包括損益として表示しております。

外貨建金銭債権債務は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の損益に計上しております。

手数料収入

委託手数料収入は約定日に認識し、当期の損益に計上しております。投資銀行業務手数料は、引受手数料ならびにその他のコーポレート・ファイナンス手数料を含んでおります。引受手数料は引受けに関するサービスの完了時に認識され、その他の手数料は該当する役務が履行された時に認識されます。アセットマネジメント業務手数料の認識は、アセットマネジメント業務に関連するサービスが提供される期間にわたって発生主義に基づき計上されております。

トレーディング資産・負債

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産ならびにトレーディング負債は、連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。関連する損益は、連結損益計算書上、トレーディング損益に計上されております。

担保付契約および担保付調達

担保付契約は、売戻条件付買入有価証券および借入有価証券担保金からなっております。担保付調達は、買戻条件付売却有価証券、貸付有価証券担保金およびその他の担保付借入からなっております。

レポ取引は、主に国債あるいは政府機関債を顧客との間において売戻し条件付で購入したり、買戻し条件付で売却したりする取引であります。当社は売戻し条件付で有価証券を購入する一方、買戻し条件付で取引相手に担保として有価証券を売却します。当社は、取引の元となっている有価証券の価値を関連する受取債権（未収利息を含む）および支払債務とともに日々監視し、適正と思われる水準に追加担保を徴求したりあるいは返還を行ったりします。レポ取引は概ね担保付契約あるいは担保付調達取引として会計処理されており、買戻し金額もしくは売戻し金額を連結貸借対照表に計上しております。

レポ取引は、財務会計基準書注釈書第 41 号「買戻しおよび売戻し契約の残高相殺」に適合する場合に、取引相手毎に相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。

現金担保付証券貸付取引は、金融取引として会計処理されております。差入担保または受入担保の金額は、連結貸借対照表上、借入有価証券担保金または貸付有価証券担保金として計上しております。当該取引において、当社が証券を借り入れる場合、通常担保金もしくは代用有価証券を差し入れる必要があります。また逆に当社が証券を貸し付ける場合、通常当社は担保金もしくは代用有価証券の差入れを受けます。当社は日々市場価額を把握し、必要な場合には取引が適切に担保されるよう追加の担保を徴求しております。

当社は、日本の金融市場で始まった取引である現先取引を行っております。現先取引は、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金、日本国債、その他さまざまな債券を、短期の資金運用を行おうとする法人などに一旦売却するとともに、特定の日に特定の価格で買戻すことを約定するものであります。当該買戻し価格は、金融市場の金利水準および対象有価証券の利子などを考慮して決められます。現先取引では値洗いの必要はなく、また有価証券差換えの権利もありません。よって、現先取引は連結財務諸表上売買取引として処理されております。したがって、現先取引の対象となる有価証券および有価証券の買戻し債務は、連結貸借対照表に計上されておられません。

平成 13 年より、日本の金融市場において新現先取引（以下「現先レポ取引」）が開始されました。現先レポ取引は、値洗いが要求され、有価証券の差換え権を有しあるいは顧客が譲り受けた有価証券を売却または再担保に提供する権利を制限しております。したがって、現先レポ取引は担保付契約あるいは担保付調達取引として会計処理されており、買戻し金額もしくは売戻し金額を連結貸借対照表に計上しております。

主にインターバンク短期金融市場における金融機関および中央銀行からの担保付借入からなるその他の担保付借入は、契約金額で計上されております。

なお、インターバンク短期金融市場における金融機関に対する担保付貸付金は、連結貸借対照表上貸付金に含まれております。

トレーディング目的担保付借入は、売却取引ではなく資金調達取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債および連結変動持分事業体に関連する負債からなっております。当該借入は、受け取った現金の金額で計上され、連結貸借対照表上、短期借入および長期借入に含まれております。詳細についてはこれらの取引に関する「注記 6 長期借入」の記述を参照ください。

当社が自己保有の有価証券を取引相手に担保として差し入れ、かつ取引相手が当該有価証券に対し売却や再担保差入れの権利を有する場合（現先レポ取引分を含む）、基準書第 140 号に従い、当社は当該有価証券を担保差入有価証券として連結貸借対照表上、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資ならびに関連会社に対する投資および貸付金に括弧書きで記載しております。

デリバティブ取引

トレーディング目的

当社はトレーディング取引として、また金利、市場価格、為替等の変動リスクを管理するため、先物取引、先渡契約、スワップ、オプション等のデリバティブ取引を行っております。

トレーディング目的のデリバティブ取引は、市場価格ないし見積公正価値による評価額を連結貸借対照表価額とし、評価損益は連結損益計算書上、トレーディング損益に計上しております。当社の行う店頭デリバティブ取引の評価額は、財務会計基準書注釈書第 39 号「特定の契約に関連した純額処理」に適合する場合に、取引相手毎に相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。

トレーディング目的以外

当社は、トレーディング取引のほかに、トレーディング取引以外の取引にかかる資産および負債の金利変動リスクや為替変動リスクを管理し金利特性を調整するために、デリバティブ取引を利用しております。

これらのデリバティブ取引は、特定の資産あるいは負債と関連付けられており、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であるようヘッジ指定されており、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象資産負債の市場価格および公正価値の変化と高い相関性を有しております。当社は公正価値ヘッジ会計をこれらのヘッジ取引に適用しており、関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに金融収益または金融費用として認識しております。

負債に組み込まれたデリバティブは、社債や預金といった本契約から区分して時価評価されております。これらのデリバティブにおける評価損益はトレーディング損益に計上されております。当該取引を経済的にヘッジするデリバティブについても時価評価され、その評価損益はトレーディング損益に計上されております。

平成 18 年 4 月 1 日、当社は基本的に当該日以降の複合金融商品の取引について、財務会計基準書第 155 号「一定の複合金融商品に関する会計処理」以下「基準書第 155 号」)を適用しております。当該基準書に従って、組込デリバティブを含む一定の複合金融商品は公正価値で評価され、その変動はトレーディング損益に反映されております。

貸倒引当金

貸付金は、主に銀行拠点における貸付金（以下「銀行業務貸付金」）、アセット・ファイナンス業務などに関連する銀行拠点以外における貸付金（以下「ファイナンス業務貸付金」）、証券業務に関連する信用取引貸付金（以下「信用取引貸付金」）および短期の資金繰りを行うインターバンク短期金融市場における対金融機関貸付金（以下「インターバンク短期金融市場貸付金」）であります。

貸付金は残存元金を計上し、控除されるべき貸倒引当金を表示しております。ファイナンス業務貸付金および銀行業務貸付金にかかる貸倒引当金については、経営者による最善の見積額を反映させております。見積りの際には、貸付金の性格、貸付金の残高、担保の劣化度合、債務者の延滞状況および現在の財政状態の変化などさまざまな要因を考慮し、債務者の返済能力を判断しております。信用取引貸付金およびインターバンク短期金融市場貸付金にかかる貸倒引当金は、主に過去の貸倒実績率に基づいて計上しております。

建物、土地、器具備品および設備

主に建物、土地およびソフトウェアからなる建物、土地、器具備品および設備（プライベート・エクイティ投資先企業により保有される残高を含む。）は、減価償却累計額控除後の取得価額で計上しております。ただし、土地は取得価額で計上しております。多額の改良および追加投資は、資産計上しております。維持、修繕および少額の改良については、当期の費用として処理しております。

有形資産の減価償却（キャピタルリースで報告された資産の償却による費用を含む）は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積った耐用年数に基づき、主として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき、主として定額法により計算しております。見積耐用年数は以下のとおりです。

建物	15年から50年
器具備品および装置	2年から10年
ソフトウェア	5年

減価償却費および償却費は、情報・通信関連費用に前中間期は 19,061 百万円、当中間期は 23,256 百万円、前事業年度は 39,265 百万円がそれぞれ含まれており、また、不動産関係費に前中間期は 5,183 百万円、当中間期は 8,501 百万円、前事業年度は 11,167 百万円がそれぞれ含まれております。

長期性資産

財務会計基準書第 144 号「長期性資産の減損および処分に関する会計処理」（以下「基準書第 144 号」）は長期性資産の減損および処分にかかる財務会計および報告の指針を規定しております。

基準書第 144 号に従い、長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には必ず、減損テストを実施しております。将来の割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、公正価値に基づき損失を認識しております。

当社は建物、土地、器具備品および設備の評価減により非資金性の減損費用を、前中間期は 59 百万円、当中間期は 22 百万円、前事業年度は 214 百万円、連結損益計算書上、金融費用以外の費用のその他に計上しております。評価減後の帳簿価額は市場価額または公正価値によっております。

投資持分証券およびトレーディング目的以外の負債証券

投資持分証券には、営業目的およびそれ以外の目的で取得された市場性のある株式ならびに市場性のない株式が含まれております。営業目的で取得されたものは、既存の取引関係ならびに潜在的な取引関係をより強化するために長期間保有されております。この保有取引は株式の持合により株主関係を保つ日本の商慣行に基づいており、主として日本の市中銀行、地方銀行および保険会社のようなさまざまな金融機関の株式からなっております。

営業目的で取得された投資持分証券は、連結貸借対照表において投資持分証券として表示されております。投資持分証券には、前中間期において上場株式 176,747 百万円と非上場株式 30,903 百万円が、当中間期において上場株式 137,662 百万円と非上場株式 24,618 百万円が、また前事業年度においては上場株式 164,570 百万円と非上場株式 30,668 百万円がそれぞれ含まれております。

営業目的以外の目的で取得された投資持分証券は、プライベート・エクイティ投資先が保有する投資持分証券を含んでおり、連結貸借対照表においてその他の資産のその他に含まれております。当該投資持分証券は前中間期において上場株式 13,279 百万円と非上場株式 10,060 百万円が、当中間期においては上場株式 16,997 百万円と非上場株式 8,682 百万円が、また前事業年度においては上場株式 34,895 百万円と非上場株式 9,763 百万円がそれぞれ含まれております。

米国の証券会社に一般的に公正妥当として適用される会計原則に従い、投資持分証券は公正価値により評価し、評価損益は当期の損益として認識しております。営業目的で取得された投資持分証券の評価損益は、連結損益計算書上、投資持分証券関連損益に計上されております。営業目的以外の目的で取得された投資持分証券の評価損益は、連結損益計算書上、収益のその他に計上されております。

トレーディング目的以外の負債証券は、公正価値をもって連結貸借対照表価額としております。また、これに伴う評価損益は当期の損益として、連結損益計算書上、収益のその他に計上されております。

法人所得税等

財務会計基準書第 109 号「法人所得税の会計処理」に従い、資産および負債について会計上と税務上の帳簿価額の差額から生じる一時差異および繰越欠損金の将来における影響額は、各期に適用される税法と税率に基づき繰延税金資産または負債として計上されております。繰延税金資産は、将来において実現しないと予想されるよりも実現すると予測される確率が高い範囲内で認識されております。なお、将来において実現が見込まれない場合には、評価性引金を設定しております。また、当社は平成 20 年 3 月期首より、注釈書第 48 号「法人所得税の不確実性に関する会計処理 - 基準書第 109 号の注釈」を併せて適用しております。「注記 2 会計方針の要旨：新しい会計基準の公表 法人所得税の不確実性に関する会計処理」をご参照下さい。

株式報酬制度

平成 18 年 4 月 1 日付で、当社は財務会計基準書第 123 号(平成 16 年修正)「株式報酬 - 財務会計基準書第 123 号「株式に基づく報酬の会計処理」の修正」(以下「修正基準書第 123 号」)を適用しました。報酬費用の測定は、付与日における公正価値を見積もるため、オプション価格決定モデルが用いられ、報酬費用はサービス期間にわたって認識しております。通常、サービス期間は、権利行使確定までの期間と一致します。当社は株式報酬費用を期間費用として計上する方針(この方針は修正基準書第 123 号と整合するもの)を採用していたため、修正基準書第 123 号の適用は、当社の連結財務諸表に重要な影響を及ぼしませんでした。

有給休暇制度

財務会計基準書第 43 号「有給休暇に関する会計処理」に基づき、従業員の有給休暇に対する費用および負債を計上しております。また、平成 19 年 4 月 1 日より財務会計基準審議会緊急問題専門委員会(以下「EITF」)発行番号 06-2 号「米国財務会計基準審議会基準書第 43 号に準拠した長期有給休暇およびその他類似の給付制度に関する会計処理」を適用し、従業員の長期有給休暇およびこれに類する給付制度に対する費用および負債を計上しております。なお、当該新基準に従って認識した適用初年度にかかる調整額は、利益剰余金に計上されております。

1 株当たり中間(当期)純利益

1 株当たり中間(当期)純利益は、財務会計基準書第 128 号「1 株当たり利益」の規定による期中加重平均株式数に基づいて計算しております。希薄化後 1 株当たり中間(当期)純利益は、希薄化効果のある有価証券等の影響が生じたと仮定した場合の結果を反映したものであります。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には手許現金と要求払銀行預金が含まれております。

のれんおよび無形資産

財務会計基準書第 142 号「のれんおよびその他の無形資産」に従い、のれんおよび耐用年数が限定的でない無形資産は年一回（特定の状況がある場合にはより高い頻度で）減損の検討が行われております。のれんとは、被取得会社の買収費用が、買収時の被取得企業の識別可能な純資産の公正価値を超過する金額です。当社は、定期的ののれんを計上する元となったレポーティング・ユニットの公正価値と事業体の直近ののれんを含んだ純資産帳簿価額とを比較することによって、のれんの回収可能性を判定しております。その判定の結果、公正価値が帳簿価額に満たない場合には、のれんにかかる減損の算定が行われます。認識可能な無形資産のうち耐用年数が確定できるものはその見積耐用年数にわたり償却されます。認識可能な無形資産のうち耐用年数を見積もることができないものは償却が行われず、代わりに少なくとも年次の減損の評価が行われます。

新しい会計基準の公表

法人所得税の不確実性に関する会計処理

平成 18 年 6 月、米国財務会計基準審議会は、注釈書第 48 号「法人所得税の不確実性に関する会計処理 - 基準書第 109 号の注釈」（以下「注釈書第 48 号」）を公表しました。注釈書第 48 号は、企業の財務諸表において認識される法人所得税の不確実性の会計処理について明らかにし、財務諸表で認識および測定される税務申告において採ったまたは採る予定の税務上の見解の当初認識と測定について規定しております。さらに、注釈書第 48 号は経営者に対し、税務上の見解が税務調査において支持される可能性を考慮することも要求しております。この際には、他の類似した事象・法的経過等も考慮されることとなります。当社は、注釈書第 48 号を平成 20 年 3 月期期首より適用しました。当該基準に従って認識した適用初年度にかかる調整額は、利益剰余金に計上されております。

公正価値測定

平成 18 年 9 月、米国財務会計基準審議会は、基準書第 157 号「公正価値測定」（以下「基準書第 157 号」）を公表しました。基準書第 157 号は、公正価値の定義および公正価値測定のフレームワークを確立するとともに、公正価値測定による開示範囲の拡張を規定した基準書であります。基準書第 157 号は、公正価値を市場参加者間の通常の取引において資産が売却される、もしくは負債が移転される価格と明記しております。また、基準書第 157 号は、

- ・ 価格モデルなどの特定の評価技法に内在するリスクを考慮した公正価値測定を要求し、
- ・ 資産と負債の公正価値測定について価格の透明性に基づく三段階のレベルを設定し、
- ・ EITF 発行番号 02-3 号「トレーディング目的で保有するデリバティブ取引およびエネルギー取引にかかる契約の会計ならびにリスク管理活動に関連する問題」における、評価を裏付ける観察可能なデータが無いデリバティブ取引については当初の利益を繰り延べることを要求したガイダンスを無効にし、
- ・ 活発な市場で取引されている金融商品の公正価値からブロックディスカウントの考慮を排除し、
- ・ 負債を公正価値で評価する際に、自社の信用格付けを考慮することを要求しております。

基準書第 157 号は、一部を除いて平成 19 年 11 月 16 日以降に開始する事業年度より適用されます。当社は、この基準を平成 21 年 3 月期より適用する予定であり、現在、基準書第 157 号が当社の連結財務諸表に与える影響の評価を行っております。

従業員の確定給付型年金とその他の退職給付制度に関する会計処理

平成 18 年 9 月、米国財務会計基準審議会は、基準書第 158 号「従業員の確定給付型年金とその他の退職給付制度に関する会計処理 - 基準書第 87 号、88 号、106 号、132 号の改訂」（以下「基準書第 158 号」）を公表しました。基準書第 158 号は、確定給付年金における年金資産の公正価値と給付債務との差額として測定した制度の財政状態を財務諸表において認識することを要求しております。基準書第 158 号は、平成 18 年 12 月 16 日以降に終了する事業年度より適用されます。当社は、規定に従い平成 19 年 3 月期期末において基準書第 158 号を適用し、同期の累積的その他の包括損益（税引後）において、15,793 百万円の借方金額を計上しました。また、基準書第 158 号は、年金資産および年金負債の測定を企業の期末日において行うことを要求しております。当該測定に関する規定は、平成 20 年 12 月 16 日以降に終了する事業年度より適用される予定です。現在、当社は、基準書第 158 号の当該測定に関する規定が当社の連結財務諸表に与える影響の評価を行っております。

金融資産および金融負債のための公正価値オプション

平成 19 年 2 月、米国財務会計基準審議会は、基準書第 159 号「財務会計基準書第 115 号の改定を含む金融資産および金融負債のための公正価値オプション」（以下「基準書第 159 号」）を公表しました。基準書第 159 号は、特定の選択日において、事業体が、通常、公正価値で測定していない適格の資産と負債を公正価値で測定することを容認しております。仮に、事業体が特定の項目について公正価値オプションを選択した場合、その後の報告期間における項目の公正価値の変動は、期間損益として認識されることとなります。基準書第 159 号は、公正価値オプションを、資産または負債の当初の認識時、もしくは、その商品の新しい会計の基礎が生じた時に、商品ごとに選択することを容認しております。また、基準書第 159 号は、類似の資産負債において異なった測定根拠を選択した事業体間の比較方法についての説明と開示方法も規定しております。基準書第 159 号は、平成 19 年 11 月 16 日以降に開始する事業年度から適用されます。当社は現在、基準書第 159 号が当社の連結財務諸表に与える影響の評価を行っております。

特定の契約に関連した純額処理

平成 19 年 4 月、米国財務会計基準審議会は、注釈書第 39 号の意見書「米国財務会計基準審議会注釈書第 39 号の修正」（以下、注釈書第 39 号の意見書）を発行しました。注釈書第 39 号の意見書は、マスターネットティング契約の当事者である報告企業は、現金担保の請求権または現金担保の返還義務を、注釈書第 39 号「特定の契約に関連した純額処理」によって同じマスターネットティング契約において相殺されたデリバティブ商品の公正価値の金額と相殺できるかについて説明しております。

注釈書第 39 号の意見書は、平成 19 年 11 月 16 日以降に開始する事業年度から適用されます。当社は現在、注釈書第 39 号の意見書が当社の連結財務諸表に与える影響の評価を行っております。

投資会社会計

平成 19 年 6 月、米国公認会計士協会は意見書 07-1 号「投資会社の監査と会計ガイドの適用範囲の明確化、投資会社の親会社および投資会社への投資に持分法を適用している会社の会計処理」（以下、意見書 07-1 号）を発行しました。意見書 07-1 号は、投資会社に対する監査および会計ガイドラインを適用すべき投資会社を定義し、本意見書における投資会社の定義に適合する事業体を連結する親会社または持分法会計を適用する投資者の会計にこの会計原則を適用した会計が引き継がれるべきかについて記述しております。しかしながら、米国財務会計基準審議会は、この基準の適用日の無期限延期を提案しております。当社は、同審議会の結論を待って意見書 07-1 号の適用の検討を行う予定です。

3 トレーディング資産およびトレーディング負債：

連結貸借対照表上、トレーディング資産（担保差入有価証券として括弧書きで記載された残高を含む）およびトレーディング負債の公正価値に基づく内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
トレーディング資産：			
持分証券および転換社債	3,170,997	2,632,139	3,088,440
政府および政府系機関債	4,979,243	4,264,199	5,200,419
銀行および事業会社の負債証券	1,806,848	1,794,573	2,065,509
コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金	205,698	265,737	382,801
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	1,335,354	1,024,767	1,109,058
受益証券等	223,018	195,656	154,962
デリバティブ取引	761,019	1,161,505	829,637
合計	12,482,177	11,338,576	12,830,826
トレーディング負債：			
持分証券および転換社債	431,677	726,763	525,943
政府および政府系機関債	2,642,812	3,488,253	3,074,291
銀行および事業会社の負債証券	198,619	132,237	183,068
受益証券等	63	5	4
デリバティブ取引	905,958	1,212,590	1,017,097
合計	4,179,129	5,559,848	4,800,403

当社がトレーディング目的で保有または提供しているデリバティブ金融商品の公正価値に基づく内訳は、以下のとおりであります。これらの金額は、当社が信用リスク供与枠を減少させるために受け入れている担保の額を控除しておりません。

	(単位：百万円)		
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
トレーディング資産のデリバティブ金融商品：			
為替予約取引	81,078	76,506	51,274
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	14,261	40,676	39,716
スワップ取引	350,850	628,489	373,139
証券オプション取引(買建)	129,029	190,433	156,979
証券オプション以外のオプション取引(買建)	185,801	225,401	208,529
合計	761,019	1,161,505	829,637
トレーディング負債のデリバティブ金融商品：			
為替予約取引	49,953	47,489	28,698
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	13,513	33,238	32,986
スワップ取引	470,911	615,031	533,388
証券オプション取引(売建)	232,671	301,456	268,393
証券オプション以外のオプション取引(売建)	138,910	215,376	153,632
合計	905,958	1,212,590	1,017,097

4 変動持分事業体：

当社は通常業務の中で、さまざまな金融資産の証券化を行っております。それらの証券化取引の実行および促進のため、多くの場合変動持分事業体が活用されております。当社は、変動持分事業体の組成・設立、金融資産の譲渡、変動持分事業体の発行する債券、受益証券等の引受・販売、変動持分事業体とのデリバティブ取引、変動持分事業体の発行する証券のマーケット・メイク業務、変動持分事業体の発行する有価証券の保有等を通じて変動持分事業体に関与することがあります。当社はまた、アセットファイナンスビジネスの促進のためにも、変動持分事業体を活用することがあります。当社は、当社が第一受益者となる変動持分事業体を連結しております。

下記の表は、変動持分事業体の債務の担保となっている連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産にかかる区分を表しております。なお、変動持分事業体に対する債権者は、当社に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡求権を、一切有しておりません。

	(単位：十億円)		
	平成18年 9月30日	平成19年 9月30日	平成19年 3月31日
変動持分事業体の債務の担保となっている 連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産			
トレーディング資産	243	630	288
その他	3	22	7
合計	246	652	295

当社が第一受益者ではない場合でも、変動持分事業体に対し、貸付や資本または負債に対する投資活動を通じ、重要な変動持分を保持することがあります。そのような事業体に対し、当社が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、資本が含まれます。当社はまた主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対しエクイティ持分を取得することがあります。当社はまた、変動持分事業体を利用した航空機のレバレッジド・リースまたはオペレーティング・リースの取引に関して保証の提供および投資家への受益権販売を行っております。さらに、当社は事業会社への投資に関わる変動持分事業体へ貸付やエクイティ持分を取得しています。

下記の表は、当社が重要な変動持分を有している変動持分事業体の総資産および当該変動持分に関連する最大損失額を表しております。なお、最大損失額は不利な環境変化によって生じる実際発生すると見積もられる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。

	(単位：十億円)		
	平成18年 9月30日	平成19年 9月30日	平成19年 3月31日
変動持分事業体の総資産	1,469	4,700	2,028
最大損失額	346	387	238

現在当社は、米国公認会計士協会の監査指針（米国公認会計士協会監査・会計指針 - 投資会社の監査）に基づき会計処理を行っている非登録投資会社については、修正後の注釈書第 46 号を適用しておりません。審議会職員意見書修正後の注釈書第 46 号-7「修正後の注釈書第 46 号の投資会社への適用」は、意見書 07-1 号の要求を充たす投資会社については、修正後の注釈書第 46 号の適用範囲から除外することとしました。しかしながら、意見書 07-1 号の適用については現在、米国財務会計基準審議会が基準の適用日について無期限延期の提案をしており、当社は同審議会の結論を待って意見書 07-1 号の適用の検討を行う予定です。現在修正後の注釈書第 46 号を適用していない非登録投資会社のうちもっとも重要なものに、プライベート・エクイティ事業を行う有限投資事業組合であるテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ I（以下「TFCP I」）の無限責任組合員であり、当社から独立しておりますテラ・ファーマ・インベストメンツ（GP）リミティッドによって管理されている投資（以下「テラ・ファーマ投資」）があります。当社はプリンシパル・ファイナンス・グループ（以下「PFG」）を再編成した結果、平成 14 年 3 月 27 日に、特定の PFG 投資先企業に対する投資を、TFCP I に有限投資事業組合持分と引換えに拠出したしました。平成 19 年 9 月 30 日現在、このテラ・ファーマ投資への変動持分の合計 174 十億円は、既に同日付連結貸借対照表に反映されておりますが、この金額は、当社の変動持分事業体への関与による最大損失額を表しております。当社の見直しの結果によって、テラ・ファーマ投資のすべてもしくは一部の事業体について再度連結処理が必要となった場合、修正後の注釈書第 46 号が将来当社の連結財務諸表に重要な影響を与えることも考えられますが、これらの適用によってテラ・ファーマ投資に対する当社の経済的実態が大きく変動することはありません。

5 その他の資産・その他およびその他の負債：

連結貸借対照表上のその他の資産・その他、およびその他の負債には、以下のものが含まれております。

	(単位：百万円)		
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
連結貸借対照表上のその他の資産 - その他:			
受入担保有価証券	105,316	364,512	309,571
のれんおよびその他の無形資産	13,575	171,303	177,481
繰延税金資産	142,178	239,436	156,255
営業目的以外の投資持分証券	23,339	25,679	44,658
その他	181,580	187,848	181,541
合 計	<u>465,988</u>	<u>988,778</u>	<u>869,506</u>
連結貸借対照表上のその他の負債:			
受入担保有価証券返還義務	105,316	364,512	309,571
未払法人所得税	32,253	92,575	27,923
その他の未払費用	259,800	306,500	344,274
少数株主持分	27,475	39,384	37,040
その他	68,780	97,789	126,714
合 計	<u>493,624</u>	<u>900,760</u>	<u>845,522</u>

6 長期借入：

当社の平成18年9月30日現在、平成19年9月30日現在および平成19年3月31日現在の長期借入は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
長期借入：			
銀行およびその他の金融機関からの長期借入金	959,145	1,317,499	1,144,932
社債発行残高(1)	2,910,016	3,616,947	3,381,502
トレーディング目的担保付借入	565,297	882,404	476,456
計	4,434,458	5,816,850	5,002,890

(1)基準書第155号に基づき公正価値評価を行っている複合金融商品(平成18年9月30日現在26,996百万円、平成19年9月30日現在79,353百万円、平成19年3月31日現在20,545百万円)を含んでおります。

長期借入は、以下の内訳からなっております。

	(単位：百万円)		
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
提出会社の借入債務残高	849,637	1,278,209	1,084,873
子会社の借入債務残高(提出会社が保証するもの)	2,414,725	2,813,297	2,710,533
子会社の借入債務残高(提出会社が保証しないもの) ⁽¹⁾	1,170,096	1,725,344	1,207,484
計	4,434,458	5,816,850	5,002,890

(1)トレーディング目的担保付借入を含んでおります。

トレーディング目的担保付借入

トレーディング目的担保付借入の残高は、売却取引ではなく資金調達取引として会計処理された金融商品の譲渡に関連する負債および連結変動持分事業体に関連する負債からなっております。当該借入は、当社の資金調達を目的としたものではなく、特別目的事業体が発行する社債を当社が投資家へ販売し利益を得るために行うトレーディングを目的としたものであります。当該社債については、当社が特別目的事業体に担保として差し入れた特定の資産により担保されもしくは当該資産が参照資産として位置付けられており、利率、償還価値、償還日などは参照資産の運用成果に関連付けられております。

7 担保資産：

当社は、主に顧客のニーズを満たす、トレーディング商品在庫のための資金調達を行う、および特定の有価証券を調達するという目的で、売戻条件付有価証券買入取引および買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引および担保付有価証券貸付取引ならびにその他の担保付借入を含む担保付取引を行っております。こうした取引において当社は、日本国政府および政府系機関債、モーゲージ担保証券、銀行および事業債、日本国以外の政府債、ならびに持分証券を含む担保の受入れまたは差入れを行っております。多くの場合当社は、受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することおよび売建有価証券の精算のために取引相手へ引渡しを行うことが認められております。

当社が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち当社が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値、ならびにそのうちすでに売却されもしくは再担保に提供されている額はそれぞれ以下のとおりであります。

	(単位：十億円)		
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
当社が担保として受け入れた有価証券および有担保・無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち当社が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値	19,039	16,387	24,672
上記のうちすでに売却され(連結貸借対照表上ではトレーディング負債に含まれる)もしくは再担保に提供されている額	14,575	11,672	18,214

当社は、買戻契約およびその他の担保付資金調達の担保として、自己所有の有価証券を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券(現先レポ取引分を含む)は、連結貸借対照表上、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資ならびに関連会社に対する投資および貸付金に担保差入有価証券として括弧書きで記載されております。当社が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
トレーディング資産：			
持分証券および転換社債	108,611	136,010	124,820
政府および政府系機関債	392,977	289,825	295,288
銀行および事業会社の負債証券	849,014	912,460	865,835
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	799,840	234,518	632,961
受益証券およびその他	67,321	33,706	48,638
合計	<u>2,217,763</u>	<u>1,606,519</u>	<u>1,967,542</u>
トレーディング目的以外の負債証券	<u>78,538</u>	<u>98,380</u>	<u>86,032</u>
関連会社に対する投資および貸付金	<u>57,458</u>	<u>62,277</u>	<u>38,048</u>

上記で開示されているものを除く担保提供資産は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
貸付金および受取債権	48,705	87,382	50,473
トレーディング有価証券	1,633,587	2,141,091	1,423,113
建物、土地、器具備品および設備	14,556	35,693	13,504
トレーディング目的以外の負債証券	59,038	69,273	77,257
その他	1,695	2,032	7,084
合計	1,757,581	2,335,471	1,571,431

上記の資産は主にその他の担保付借入およびトレーディング目的担保付借入を含む担保付借入ならびにデリバティブ取引に関して差し入れられているものであります。トレーディング目的担保付借入については注記6「長期借入」の記述を参照ください。

なお、日本の証券会社は金融商品取引法に基づき、証券取引に関する顧客から預った現金を分別する必要があります。平成18年9月30日現在野村証券株式会社は、現金の代用物として市場価額367,542百万円の債券および株式を分別しております。平成19年9月30日現在野村証券株式会社は、現金の代用物として市場価額330,661百万円の債券および株式を分別しております。平成19年3月31日現在野村証券株式会社は、現金の代用物として市場価額371,015百万円の債券および株式を分別しております。それらは主としてトレーディング資産に含まれているものあるいは有価証券貸借契約により借り入れられたものであります。

8 1株当たり中間(当期)純利益：

基本および希薄化後の1株当たり中間(当期)純利益の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	(1株当たり情報 単位：円)		
	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
基本 -			
普通株式に帰属する中間(当期)純利益	63,665	66,226	175,828
加重平均株式数	1,905,579,864	1,908,270,970	1,906,011,723
普通株式1株当たり中間(当期)純利益	33.41	34.70	92.25
希薄化後 -			
普通株式に帰属する中間(当期)純利益	63,663	66,223	175,819
普通株式1株当たり中間(当期)純利益の計算に使用された加重平均株式数	1,910,111,666	1,914,362,429	1,911,093,936
普通株式1株当たり中間(当期)純利益	33.33	34.59	92.00

各期における中間(当期)純利益に対する希薄化は、関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の当社に帰属する持分の減少に生じております。また各期の加重平均株式数に対する希薄化は、新株予約権を発行する普通株式のストック・オプションおよび株式報酬により生じております。

平成18年9月30日現在 4,559,800株、平成19年9月30日現在 7,659,500株、平成19年3月31日現在 1,816,000株を購入する権利を有する新株予約権は、各期において逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり中間(当期)純利益の計算から除いております。

9 従業員給付制度：

当社は、世界各地でさまざまな退職給付制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

期間退職・年金費用

前中間期、当中間期および前事業年度の国内会社の確定給付年金制度にかかる期間退職・年金費用の主な内訳は以下のとおりであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)		
	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
勤務費用	4,446	4,729	8,857
利息費用	2,365	2,464	4,729
年金資産の期待収益	1,954	2,059	3,909
その他償却等	742	769	1,485
期間退職・年金費用（純額）	5,599	5,903	11,162

上記の国内会社の制度以外にも、重要な金額ではありませんが期間退職・年金費用を前中間期、当中間期および前事業年度に計上しております。

10 株式報酬制度：

当社は、業績向上へのインセンティブを高め、優秀な人材を確保し、株価と報酬の一部を連動させるために、株式報酬制度を採用しております。株式報酬制度には、AプランとBプランがあり、実質的に、Aプランはストック・オプション、Bプランは株式報酬に該当します。

ストック・オプション（Aプラン）

提出会社は、実質的に「ストック・オプション」といえる新株予約権を従業員等（取締役、執行役および一定の従業員）に発行しております。このストック・オプションは、付与日の2年後に受給権が確定し行使可能となり、一定事由による退職等もしくは付与日の約7年後に失効します。行使価格は、基本的に付与日における提出会社の普通株式の公正価値以上の価格となっております。

付与日の公正価値は、ブラック＝ショールズのオプション価格決定モデルを用い、以下の仮定に基づき算定されております。予想ボラティリティは、提出会社の普通株式の過去のボラティリティに基づいております。予想配当利回りは、付与時の配当利回りに基づいております。付与されたオプションの予想残存期間は、過去の実績を基に決定しております。安全利子率の見積もりは、オプションの予想残存期間と等しい満期の円スワップレートに基づいております。平成18年9月期、平成19年9月期、平成19年3月期に付与したオプションの公正価値の加重平均価格は、付与日時点でそれぞれ一株当たり485円、496円、485円でした。加重平均価格の見積もりは、以下のとおりです。

	平成18年9月期	平成19年9月期	平成19年3月期
予想ボラティリティ	36.48%	33.85%	36.48%
予想配当利回り	1.58%	1.54%	1.58%
予想残存期間	6年	6年	6年
安全利子率	1.68%	1.65%	1.68%

ストック・オプション（Aプラン）の実施状況は以下のとおりです。

	発行済 （株式数）	加重平均 行使価格 （円）	加重平均 契約残存年数 （年）
平成18年3月31日	7,167,000	1,620	4.7
付与	1,832,000	2,210	
行使	1,425,000	1,696	
買戻	-	-	
失効	47,000	1,714	
行使期限満了	-	-	
平成19年3月31日	7,527,000	1,746	4.4
付与	2,016,000	2,382	
行使	382,000	1,611	
買戻	-	-	
失効	17,000	1,953	
行使期限満了	-	-	
平成19年9月30日	9,144,000	1,886	4.6

平成18年9月期、平成19年9月期、平成19年3月期において行使された本源価値総額は、それぞれ、465百万円、267百万円、1,087百万円でした。平成19年9月期の期末残高における本源価値総額は、1,779百万円でした。

平成19年9月30日現在、発行されているストック・オプションの詳細は以下のとおりであります。

行使価格（円）	発行済みストック・オプション			行使可能なストック・オプション	
	発行済み ストック・ オプション （株式数）	加重平均 行使価格 （円）	加重平均 契約残存年数 （年）	行使可能な ストック・ オプション （株式数）	加重平均 行使価格 （円）
2,382	2,013,000	2,382	6.8	-	-
2,201	1,810,000	2,201	5.8	-	-
1,794	1,182,000	1,794	1.8	1,182,000	1,794
1,619	1,270,000	1,619	2.8	1,270,000	1,619
1,607	1,266,000	1,607	3.8	1,266,000	1,607
1,409	1,603,000	1,409	4.8	1,603,000	1,409
合計	9,144,000	1,886	4.6	5,321,000	1,592

平成18年9月30日現在、平成19年9月30日現在および平成19年3月31日現在、行使可能なストック・オプションにかかる株式数は、それぞれ、4,763,000株、5,321,000株および3,999,000株です。

株式報酬（Bプラン）

提出会社は、実質的に「株式報酬」といえる新株予約権を従業員等（取締役、執行役および一定の従業員）に発行しております。この株式報酬は、付与日の2年後に受給権が確定し行使可能となり、付与日の約7年後に失効します。行使価格は、1株当たり1円となっております。

株式報酬(Bプラン)の実施状況は以下のとおりです。

	発行済 (株式数)	付与日における 1株当たりの 加重平均公正価値 (円)
平成18年3月31日	3,812,000	1,453
付与	4,065,600	2,415
行使	780,000	1,619
買戻	-	-
失効	629,100	2,074
行使期限満了	-	-
平成19年3月31日	6,468,500	1,978
付与	8,553,200	2,323
行使	1,437,800	1,392
買戻	-	-
失効	669,900	2,354
行使期限満了	-	-
平成19年9月30日	12,914,000	2,252

平成19年9月期における株式報酬に関連する未認識報酬費用の合計額は、17,223百万円でした。当該費用は、1.6年の加重平均期間に渡って認識される予定です。受給権が確定した株式報酬の確定日時時点の公正価値の総額は、平成18年9月期、平成19年9月期および平成19年3月期において、それぞれ、2,897百万円、5,421百万円、2,897百万円となっております。

中間（当期）純利益に含まれる株式報酬制度（ストック・オプションおよび株式報酬）にかかる費用の総額は、平成18年9月期、平成19年9月期および平成19年3月期において、それぞれ、3,233百万円、6,228百万円、6,525百万円となっております。株式報酬制度にかかる税効果の金額は、平成18年9月期、平成19年9月期および平成19年3月期において、それぞれ、40百万円、421百万円、335百万円となっております。

平成18年9月期、平成19年9月期および平成19年3月期において株式報酬制度の行使によって受け取った現金は、それぞれ、1,112百万円、618百万円、2,418百万円であり、行使から実現した税効果はありません。発行した株式報酬制度の希薄化についての影響は、希薄化後1株当たり中間（当期）純利益の計算に用いる加重平均発行済株式数に含まれております。

決算日後に生じた事項

平成19年10月19日、提出会社は株式報酬（Bプラン）の目的で普通株式の新株予約権を海外子会社の従業員に対して発行しました。発行された新株予約権の総数は2,166個で、その目的である株式は216,600株です。行使価格は1株当たり1円となっております。新株予約権は付与日の翌日から2年後に確定し行使可能となり、7年後に失効します。

11 株主資本：

発行済株式数（自己株式控除後）

前中間期、当中間期および前事業年度の発行済株式数（自己株式控除後）の変動は以下のとおりであります。

	(単位：株)		
	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
発行済株式数（自己株式控除後）期首残高	1,904,864,196	1,907,049,871	1,904,864,196
自己株式：			
取得	35,955	44,008	89,517
売却	6,504	4,985	9,412
従業員等に対する発行株式	1,257,000	1,819,800	2,172,000
その他の増減（純額）	23,788	445	93,780
発行済株式数（自己株式控除後）期末残高	1,906,067,957	1,908,831,093	1,907,049,871

12 企業結合：

インスティネット社

平成 19 年 2 月 1 日に当社は、より高度な執行テクノロジー力を活用し、ヘッジファンドを含むあらゆる機関投資家向けにより付加価値の高いトレーディング技術ならびに注文執行サービスを提供するため、機関投資家向け委託電子取引をグローバルで取り扱うエージェンシーブローカーであるインスティネット社の全株式を、その大株主の Silver Lake Partners とインスティネット社経営陣から買取りました。買取価額は 148,405 百万円であり、2 月中に現金で支払われました。平成 19 年 2 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの経営成績およびキャッシュフローは当社の平成 19 年 3 月期の連結財務諸表に反映されております。

平成 19 年 2 月 1 日現在のインスティネット社の要約貸借対照表は以下のとおりであります。

	(単位:百万円)
資産:	
現金および現金同等物	64,104
貸付金および受取債権	40,409
担保付契約	24,598
建物、土地、器具備品および設備	4,211
無形固定資産(1)	49,609
その他	3,708
のれん(2)	69,090
資産合計	255,729
負債:	
短期借入	4,130
担保付調達	21,385
その他	81,809
負債合計	107,324
純資産	148,405
取得価額	148,405

(1) 無形固定資産の内訳は以下のとおりです。

償却無形固定資産(顧客関係および技術関連資産を含む): 40,719 百万円(加重平均残存期間 15 年、残存価額ゼロ)

非償却無形固定資産: 8,890 百万円

(2) 平成 19 年 2 月 1 日時点でブッシュダウン会計を適用した結果、のれんはインスティネット社の連結財務諸表上で認識されております。のれんについて、税務上の損金処理が認められるものはありません。インスティネット社に関するのれんは事業別セグメント上、グローバル・マーケット部門に含まれております。

株式会社ツバキ・ナカシマ

平成 19 年 3 月に当社は、精密球の製造販売等を行う株式会社ツバキ・ナカシマの株式 97%を取得しました。買収価額は 101,572 百万円でした。当社は株式会社ツバキ・ナカシマを連結するみなし取得日を平成 19 年 3 月 31 日としており、経営成績は 3 か月の遅れをもって報告されます。

平成 18 年 12 月 31 日現在の株式会社ツバキ・ナカシマの要約貸借対照表は以下のとおりであります。

(単位:百万円)	
資産:	
現金および現金同等物	12,586
貸付金および受取債権	10,813
建物、土地、器具備品および設備	23,697
無形固定資産 (1)	36,376
その他	37,629
資産合計	121,101
負債:	
その他	28,767
負債合計	28,767
純資産	92,334
少数株主持分	2,575
当社持分純資産	89,759
取得価額	101,572
のれん (2)	11,813

(1) 無形固定資産の内訳は以下のとおりです。

償却無形固定資産 (技術関連資産を含む) : 36,371 百万円 (加重平均残存期間 20 年、残存価額ゼロ)

非償却無形固定資産 : 5 百万円

(2) のれんについて、税務上の損金処理が認められるものではありません。

以下の要約仮定財務情報 (監査対象外) では、平成 19 年 3 月期のインスティネット社および株式会社ツバキ・ナカシマの取得が平成 17 年 4 月 1 日に行われたと仮定しております。

(単位:百万円)	
(1 株当たり情報 単位:円)	
平成19年3月期	
収益合計	2,143,927
当期純利益	182,003
1株当たり当期純利益 (基本)	95.49
1株当たり当期純利益 (希薄化後)	95.23

13 信用および投資関連コミットメント、偶発事象ならびに債務保証：

信用および投資関連コミットメント

当社は、銀行もしくは金融業務の一環として、子会社を通じ取引相手先に対して、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、当社は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれております。

また当社は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップ等に資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高はパートナーシップ等へ投資するコミットメントに含まれております。

こうしたコミットメントの残高は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成19年3月31日
貸出コミットメントおよびパートナーシップ等へ投資するコミットメント	306,921	267,905	417,790

リース

賃借人としてのリース

当社は、日本国内において事務所および特定の従業員用住宅を主に解約可能リース契約により賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。また当社は、特定の器具備品および施設を解約不能リース契約により賃借しております。

次の表は、平成 19 年 9 月 30 日現在、キャピタル・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の金額を示しております。

	(単位：百万円)
	平成19年9月30日
平成19年10月1日～平成20年9月30日	1,826
平成20年10月1日～平成21年9月30日	1,509
平成21年10月1日～平成22年9月30日	1,101
平成22年10月1日～平成23年9月30日	874
平成23年10月1日～平成24年9月30日	571
平成24年10月1日～	743
最低支払リース料合計	6,624
利息相当額の控除	1
最低支払リース料純額の現在価値	6,623

平成 19 年 9 月 30 日現在のキャピタル・リース資産 7,471 百万円は、連結貸借対照表上の建物、土地、器具備品および設備に含まれております。

次の表は、平成 19 年 9 月 30 日現在、残存契約期間が1年超のオペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の金額を示しております。

	(単位：百万円)
	平成19年9月30日
平成19年10月1日～平成20年9月30日	13,272
平成20年10月1日～平成21年9月30日	10,973
平成21年10月1日～平成22年9月30日	9,393
平成22年10月1日～平成23年9月30日	8,420
平成23年10月1日～平成24年9月30日	6,463
平成24年10月1日～	19,086
最低支払リース料合計	67,607
転貸収入	21,021
最低支払リース料純額	46,586

特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づき支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

偶発事象

訴訟または仲裁手続

当社は、通常の業務を行う過程で訴訟および仲裁に関係せざるを得ず、法的リスクを負うことはやむを得ません。しかし、当社の経営陣は、その解決により、当社の連結関係書類に重大な影響を与えるものはないと確信しております。

係争事件には、以下の件を含んでおります。

平成 10 年、当社の欧州子会社のひとつであるノムラ・プリンシパル・インベストメント (NPI) は、チェコの銀行であるインベスティーチニ・ポストヴニ銀行 (IPB) の発行済株式の約 46%を取得しました。平成 12 年 6 月 16 日、チェコ中央銀行 (CNB) は IPB を強制管理の下に置き、平成 12 年 6 月 19 日、CNB により任命された管財人によって、IPB のすべての業務は別のチェコの銀行である、チェスコペンスカ・オブホドニ銀行 (CSOB) に譲渡されました。それら IPB 株の取得などに關連して、NPI およびノムラ・インターナショナル (NIP) は法的請求を提起し、また提起されておりました。

これらの係争には、国際仲裁手続きとしての、当社側によるチェコ政府に対する賠償請求と、チェコ政府による NPI に対する賠償請求が含まれておりました。平成 18 年 3 月、当社側によるチェコ政府に対する賠償請求の国際仲裁で、チェコ政府がオランダ - チェコの二国間の投資保護協定に違反したことが認定されました。平成 18 年 11 月 30 日、当社、NPI、NIP など (以下「当社グループ法人」) とチェコ政府は和解契約を締結し、上記の国際仲裁はいずれも取り下げられることになりました。和解契約の内容の詳細は守秘義務が課されていますが、当社グループ法人には不利となることがない結論となりました。

なお CSOB は、チェコ国内の裁判所において、NPI、NIP などに対し、IPB によるチェコのビール会社の売却に起因する損害賠償の請求訴訟を提起しました。しかし、平成 18 年 10 月 5 日、チェコ国内の第一審裁判所によって CSOB の訴えは却下され、裁判費用は CSOB 負担とする判決が出されました。CSOB は判決を不服として控訴しています。当社は、CSOB の請求は根拠がなく、NPI などが正しいと主張し得ることを確信しております。

ドイツの銀行ウエストエルビー (WestLB) は、NIP に対する損害賠償請求訴訟を英国の裁判所に 2 件提起しました (訴状の送達は平成 18 年 12 月および平成 19 年 7 月)。これらの請求は、平成 12 年 6 月、NIP 保有のソーン UK 社 (Thorn) と、グラナダ・グループ保有のテレビレンタル事業部門の企業再編により新設されたボックスクレバー社 (BoxClever) に關連するものです。WestLB は、上記再編に際して、Thorn および BoxClever に関する NIP 作成の業績予想に基づき BoxClever に買収資金を融資し、また、BoxClever レンタル事業部門のキャッシュフローの証券化 (平成 14 年 6 月) においてカナダの投資銀行と共に共同主幹事となっておりました。WestLB は、平成 15 年 9 月に BoxClever が業績悪化等により倒産したことに伴い損害を被ったのは、平成 12 年の企業再編および平成 14 年の証券化に際しての NIP の不法行為に起因するとして、NIP に対して損害賠償 (約 460 百万ポンド) を請求しています。当社は、NIP が WestLB に対し損害賠償責任がないと主張し得ることを確信しております。

債務保証

財務会計基準審議会注釈書第 45 号は、債務保証をすることに伴い認識される義務に関する開示を規定し、債務保証義務の公正価値を負債として認識することを要求しております。

当社は、子会社を通じた通常の銀行もしくは金融業務の一環として、スタンバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、当社は注釈書第 45 号の債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。注釈書第 45 号は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に基づいて債務保証者が被債務保証者に支払いを行うことが偶発的に求められるデリバティブ取引を債務保証に加えることを定義しております。こういったデリバティブ取引は一定のオプション売建取引およびクレジット・デフォルト・スワップ取引を含みます。当社は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機またはヘッジ目的で行っているかを把握していないため、注釈書第 45 号の債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、当社が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積ることができません。

当社はすべてのデリバティブ取引を連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

こうした債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる当社のデリバティブ取引ならびにスタンバイ信用状およびその他の債務保証の潜在的な最大支払額または契約金額は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	平成18年 9月30日	平成19年 9月30日	平成19年 3月31日
デリバティブ取引(1)	35,160,996	65,615,626	49,618,605
スタンバイ信用状およびその他の債務保証(2)	7,191	8,114	18,509

(1)デリバティブ取引の帳簿価額は平成 18 年 9 月 30 日現在 924,082 百万円、平成 19 年 9 月 30 日現在 1,522,939 百万円、平成 19 年 3 月 31 日現在 972,547 百万円であります。

(2)スタンバイ信用状およびその他の債務保証の帳簿価額は平成 18 年 9 月 30 日現在 1,503 百万円、平成 19 年 9 月 30 日現在 1,185 百万円、平成 19 年 3 月 31 日現在 1,373 百万円であります。

14 セグメント情報および地域別情報：

【事業別セグメント】

当社の経営成績の報告は、国内営業部門、グローバル・マーケティング部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門、グローバル・マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五つに区分して行われております。当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、以下の処理を除き、実質的に米国会計原則に従っております。

- ・ 米国の証券会社に一般的に公正妥当と認められた会計原則において中間(当期)純利益に含まれる営業目的で長期間保有している投資持分証券の評価損益の影響は、セグメント情報に含まれておりません。
- ・ 経営者はプライベート・エクイティ事業における投資を最終的に売却して譲渡利得を稼得するために保有する投資物件と位置付けておりますので、当該投資は、経営管理上プライベート・エクイティ投資として処理されております。経営者によって見積られた当該投資の公正価値の変動はすべて、グローバル・マーチャント・バンキング部門の金融収益以外の収益に表示されております。米国会計原則に従った連結財務諸表においては、当該投資はそれぞれの属性に応じて、公正価値による評価、持分法、または連結子会社として会計処理されております。当該投資を連結した影響および当該投資を連結除外した影響は、セグメント情報には含まれず調整計算項目として記載されております。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる当社の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、前中間期、当中間期および前事業年度の事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示されておりません。

(単位：百万円)

	国内営業 部門	グローバル・ マーケッ 部門	グローバル・ インベスト メント・バン キング部門	グローバル・ マーチャ ント・バン キング部門	アセット・ マネジメン ト部門	その他 (消去分を 含む)	計
自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日							
金融収益以外の収益	197,495	101,350	47,530	62,141	39,939	9,228	439,227
純金融収益	2,632	16,024	966	5,477	1,551	10,576	26,272
収益合計 (金融費用控除後)	200,127	117,374	48,496	56,664	41,490	1,348	465,499
金融費用以外の費用	129,417	106,648	26,653	5,384	25,200	20,056	313,358
税引前中間純利益 (損失)	70,710	10,726	21,843	51,280	16,290	18,708	152,141
自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日							
金融収益以外の収益	221,852	160,190	46,245	57,475	47,854	24,657	558,273
純金融収益	3,248	34,518	1,307	5,610	2,239	27,759	5,575
収益合計 (金融費用控除後)	225,100	125,672	47,552	51,865	50,093	52,416	552,698
金融費用以外の費用	142,339	167,319	30,736	6,337	30,213	55,206	432,150
税引前中間純利益 (損失)	82,761	41,647	16,816	45,528	19,880	2,790	120,548
自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日							
金融収益以外の収益	434,701	285,088	97,427	77,325	87,241	52,298	1,034,080
純金融収益	5,417	4,940	1,760	12,356	2,865	21,040	23,666
収益合計 (金融費用控除後)	440,118	290,028	99,187	64,969	90,106	73,338	1,057,746
金融費用以外の費用	279,253	231,222	54,783	12,153	53,649	49,397	680,457
税引前当期純利益 (損失)	160,865	58,806	44,404	52,816	36,457	23,941	377,289

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行われております。

次の表は、その他の欄の税引前中間(当期)純利益(損失)の主要構成要素を示したものであります。

	(単位：百万円)		
	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益	25,418	11,617	38,383
営業目的で保有する投資持分証券の実現損益	4,898	1,326	18,129
関連会社利益の持分額	9,445	7,684	53,169
本社勘定	3,456	21,939	11,111
その他	4,177	21,756	2,137
計	18,708	2,790	23,941

次の表は、前頁の表に含まれる合算セグメント情報の、当社の連結損益計算書計上の収益合計（金融費用控除後）、金融費用以外の費用計ならびに税引前中間(当期)純利益に対する調整計算を示したものであります。

	(単位：百万円)		
	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日
収益合計(金融費用控除後)	465,499	552,698	1,057,746
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	25,451	26,082	38,232
プライベート・エクイティ投資先企業等の連結/連結除外等による影響	16,864	74,321	71,587
連結収益合計(金融費用控除後)	456,912	600,937	1,091,101
金融費用以外の費用計	313,358	432,150	680,457
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益			
プライベート・エクイティ投資先企業等の連結/連結除外等による影響	37,063	72,413	88,886
連結金融費用以外の費用計	350,421	504,563	769,343
税引前中間(当期)純利益	152,141	120,548	377,289
営業目的で保有する投資持分証券の評価損益	25,451	26,082	38,232
プライベート・エクイティ投資先企業等の連結/連結除外等による影響	20,199	1,908	17,299
税引前中間(当期)純利益	106,491	96,374	321,758

【地域別情報】

当社の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行われております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて当社の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、地域別業務毎の収益合計(金融費用控除後)、税引前中間(当期)純利益(損失)ならびに、当社の事業にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計(金融費用控除後)は、主にそれぞれ米国および英国における当社の事業から構成されております。

	(単位：百万円)		
	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
収益合計(金融費用控除後)：			
米州	57,275	791	99,476
欧州	54,941	120,124	96,507
アジア・オセアニア	7,867	22,774	24,906
小計	120,083	142,107	220,889
日本	336,829	458,830	870,212
連結	456,912	600,937	1,091,101

税引前中間(当期)純利益(損失)：

米州	1,525	120,177	38,876
欧州	14,448	62,244	17,042
アジア・オセアニア	642	7,574	2,922
小計	15,331	50,359	18,912
日本	91,160	146,733	340,670
連結	106,491	96,374	321,758

	(単位：百万円)		
	平成18年 9月30日	平成19年 9月30日	平成19年 3月31日
長期性資産：			
米州	11,577	122,076	134,200
欧州	60,599	68,334	66,586
アジア・オセアニア	6,390	14,023	7,962
小計	78,566	204,433	208,748
日本	291,207	419,336	394,838
連結	369,773	623,769	603,586

前中間期、当中間期および前事業年度において、単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。

15 重要な後発事象：
該当事項はありません。

(2) 【その他】

当社は、日本国内および海外において訴訟および仲裁手続に関係していますが、それらは当社の業務に伴う通常の一発に起こりうる訴訟あるいは仲裁手続であり、当社にとって重大なものではありません。当社および当社の国内外の弁護士が現時点で取得可能な情報に基づく限り、当社は、下記の点を含めて、訴訟および仲裁手続に関する最終的な決着は、当社の事業ならびに財務状況に対し、それらを総合しても、重大な影響を与えるものではないと確信しております。

平成 10 年、当社の欧州子会社のひとつであるノムラ・プリンシパル・インベストメント (NPI) は、チェコの銀行であるインヴェスティーチニ・ポストヴニ銀行 (IPB) の発行済株式の約 46% を取得しました。平成 12 年 6 月 16 日、チェコ中央銀行 (CNB) は IPB を強制管理の下に置き、平成 12 年 6 月 19 日、CNB により任命された管財人によって、IPB のすべての業務は別のチェコの銀行である、チェスコペンスカ・オブホドニ銀行 (CSOB) に譲渡されました。それら IPB 株の取得などに関連して、NPI およびノムラ・インターナショナル (NIP) は法的請求を提起し、また提起されてきました。

これらの係争には、国際仲裁手続きとしての、当社側によるチェコ政府に対する賠償請求と、チェコ政府による NPI に対する賠償請求が含まれていました。平成 18 年 3 月、当社側によるチェコ政府に対する賠償請求の国際仲裁で、チェコ政府がオランダ - チェコの二国間の投資保護協定に違反したことが認定されました。平成 18 年 11 月 30 日、当社、NPI、NIP など (以下「当社グループ法人」) とチェコ政府は和解契約を締結し、上記の国際仲裁はいずれも取り下げられることになりました。和解契約の内容の詳細は守秘義務が課されていますが、当社グループ法人には不利となることがない結論となりました。

なお CSOB は、チェコ国内の裁判所において、NPI、NIP などに対し、IPB によるチェコのビール会社の売却に起因する 629 百万ドル (上限金額) の損害賠償の請求訴訟を提起しました。しかし、平成 18 年 10 月 5 日、チェコ国内の第一審裁判所によって CSOB の訴えは却下され、裁判費用は CSOB 負担とする判決が出されました。CSOB は判決を不服として控訴しています。当社は、CSOB の請求は根拠がなく、NPI などが正しいと主張し得ることを確信しております。

ドイツの銀行ウエストエルビー (WestLB) は、NIP に対する損害賠償請求訴訟を英国の裁判所に 2 件提起しました (訴状の送達は平成 18 年 12 月および平成 19 年 7 月)。これらの請求は、平成 12 年 6 月、NIP 保有のソーン UK 社 (Thorn) と、グラナダ・グループ保有のテレビレンタル事業部門の企業再編により新設されたボックスクレバー社 (BoxClever) に関連するものです。WestLB は、上記再編に際して、Thorn および BoxClever に関する NIP 作成の業績予想に基づき BoxClever に買収資金を融資し、また、BoxClever レンタル事業部門のキャッシュフローの証券化 (平成 14 年 6 月) においてカナダの投資銀行と共に共同主幹事となっていました。WestLB は、平成 15 年 9 月に BoxClever が業績悪化等により倒産したことに伴い損害を被ったのは、平成 12 年の企業再編および平成 14 年の証券化に際しての NIP の不法行為に起因するとして、NIP に対して損害賠償 (約 460 百万ポンド) を請求しています。当社は、NIP が WestLB に対し損害賠償責任がないと主張し得ることを確信しております。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

1) 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金および預金		14,112		598		15,648	
譲渡性預金				15,800			
金銭の信託		44,289		71,333		55,371	
短期貸付金		1,872,262		2,292,979		2,055,790	
繰延税金資産		5,229		920		1,677	
その他流動資産		51,929		84,356		121,455	
貸倒引当金		4		7		8	
流動資産計		1,987,818	49.4	2,465,980	53.9	2,249,934	50.7
固定資産							
有形固定資産	1	47,572		54,426		54,163	
無形固定資産		95,674		129,619		120,035	
投資その他の資産		1,890,640		1,922,186		2,013,907	
投資有価証券	2	223,943		192,840		218,367	
関係会社株式	2	1,191,162		1,298,946		1,325,346	
その他の関係会社有価証券		12,485		19,151		16,426	
関係会社長期貸付金		344,548		203,200		317,400	
長期差入保証金		54,904		54,920		53,650	
繰延税金資産		47,943		138,190		68,288	
その他		15,688		14,971		14,463	
貸倒引当金		32		32		32	
固定資産計		2,033,886	50.6	2,106,231	46.1	2,188,105	49.3
資産合計		4,021,704	100.0	4,572,212	100.0	4,438,039	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
短期借入金		1,684,000		1,640,500		1,873,500	
一年以内償還社債				50,000			
受入担保金		83,238		77,948		92,920	
未払法人税等		208		12,905		171	
その他流動負債		17,061		23,485		30,165	
流動負債計		1,784,506	44.4	1,804,839	39.5	1,996,756	45.0
固定負債							
社債		180,000		289,942		279,962	
長期借入金		516,000		928,000		683,000	
その他固定負債		2,551		4,204		2,993	
固定負債計		698,551	17.3	1,222,146	26.7	965,955	21.8
負債合計		2,483,057	61.7	3,026,985	66.2	2,962,711	66.8

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金		182,800	4.6	182,800	4.0	182,800	4.1
資本剰余金							
資本準備金		112,504		112,504		112,504	
その他資本剰余金		1,381				1,458	
資本剰余金合計		113,885	2.9	112,504	2.5	113,962	2.6
利益剰余金							
利益準備金		81,858		81,858		81,858	
その他利益剰余金							
固定資産圧縮積立金		26		17		19	
別途積立金		994,000		994,000		994,000	
繰越利益剰余金		174,985		193,911		112,981	
利益剰余金合計		1,250,869	31.1	1,269,786	27.8	1,188,858	26.8
自己株式		78,830	2.0	75,361	1.7	77,717	1.8
株主資本合計		1,468,724	36.6	1,489,729	32.6	1,407,903	31.7
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		69,991		50,638		67,013	
繰延ヘッジ損益		531		719		812	
評価・換算差額等合計		69,460	1.7	49,919	1.1	66,201	1.5
新株予約権		463	0.0	5,579	0.1	1,224	0.0
純資産合計		1,538,647	38.3	1,545,227	33.8	1,475,328	33.2
負債・純資産合計		4,021,704	100.0	4,572,212	100.0	4,438,039	100.0

2) 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益							
資産利用料収入	1	38,433		46,711		86,963	
不動産賃貸料収入	2	17,412		18,522		37,005	
商標使用料収入	3	9,599		11,269		21,162	
関係会社配当金		178,272		228,386		178,342	
その他の売上高	4	6,779		13,684		17,414	
営業収益計		250,495	100.0	318,572	100.0	340,886	100.0
営業費用							
人件費		1,303		7,117		4,656	
不動産関係費		19,890		20,968		44,880	
事務費		13,513		16,221		31,022	
減価償却費	5	16,964		21,280		36,164	
その他の経費		3,152		4,331		6,722	
金融費用		4,289		11,693		12,083	
営業費用計		59,110	23.6	81,609	25.6	135,528	39.8
営業利益		191,385	76.4	236,963	74.4	205,358	60.2
営業外収益		1,651	0.7	2,603	0.8	3,616	1.1
営業外費用		369	0.1	917	0.3	1,753	0.5
経常利益		192,667	77.0	238,649	74.9	207,221	60.8

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益							
投資有価証券売却益		6,083		4,182		16,327	
貸倒引当金戻入		1					
特別利益計		6,084	2.4	4,182	1.3	16,327	4.8
特別損失							
投資有価証券売却損		5		730		83	
投資有価証券評価減		1,187		590		1,226	
関係会社株式評価減				156,814		62,805	
固定資産除却損		1,226		1,523		3,322	
特別損失計		2,417	1.0	159,658	50.1	67,436	19.8
税引前中間(当期)純利益		196,334	78.4	83,174	26.1	156,112	45.8
法人税、住民税および事業税		6,701	2.7	5,310	1.7	12,501	3.7
法人税等調整額		94	0.0	57,831	18.2	14,623	4.3
中間(当期)純利益		189,727	75.7	135,694	42.6	158,235	46.4

3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	182,800	112,504	2,014	114,518
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当				
固定資産圧縮積立金取崩額				
別途積立金取崩額				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			633	633
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)			633	633
平成18年9月30日残高 (百万円)	182,800	112,504	1,381	113,885

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
固定資産 圧縮積立 金		別途積立 金	繰越利益 剰余金				
平成18年3月31日残高 (百万円)	81,858	29	1,020,000	43,131	1,145,018	80,448	1,361,888
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当				83,876	83,876		83,876
固定資産圧縮積立金取崩額		4		4			
別途積立金取崩額			26,000	26,000			
中間純利益				189,727	189,727		189,727
自己株式の取得						81	81
自己株式の処分						1,700	1,066
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)		4	26,000	131,854	105,851	1,618	106,836
平成18年9月30日残高 (百万円)	81,858	26	994,000	174,985	1,250,869	78,830	1,468,724

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	84,761		84,761		1,446,649
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					83,876
固定資産圧縮積立金取崩額					
別途積立金取崩額					
中間純利益					189,727
自己株式の取得					81
自己株式の処分					1,066
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	14,769	531	15,301	463	14,838
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	14,769	531	15,301	463	91,998
平成18年9月30日残高 (百万円)	69,991	531	69,460	463	1,538,647

当中間会計期間(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高 (百万円)	182,800	112,504	1,458	113,962
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当				
固定資産圧縮積立金取崩額				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			1,458	1,458
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)			1,458	1,458
平成19年9月30日残高 (百万円)	182,800	112,504		112,504

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産 圧縮積立 金	別途積立 金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日残高 (百万円)	81,858	19	994,000	112,981	1,188,858	77,717	1,407,903
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当				54,395	54,395		54,395
固定資産圧縮積立金取崩額		1		1			
中間純利益				135,694	135,694		135,694
自己株式の取得						102	102
自己株式の処分				371	371	2,457	628
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)		1		80,930	80,928	2,355	81,826
平成19年9月30日残高 (百万円)	81,858	17	994,000	193,911	1,269,786	75,361	1,489,729

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	67,013	812	66,201	1,224	1,475,328
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					54,395
固定資産圧縮積立金取崩額					
中間純利益					135,694
自己株式の取得					102
自己株式の処分					628
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	16,375	93	16,282	4,355	11,927
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	16,375	93	16,282	4,355	69,899
平成19年9月30日残高 (百万円)	50,638	719	49,919	5,579	1,545,227

前事業年度の株主資本等変動計算書(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	182,800	112,504	2,014	114,518
事業年度中の変動額				
剰余金の配当(注)				
剰余金の配当				
固定資産圧縮積立金取崩額(注)				
固定資産圧縮積立金取崩額				
別途積立金取崩額(注)				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			556	556
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計(百万円)			556	556
平成19年3月31日残高 (百万円)	182,800	112,504	1,458	113,962

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高 (百万円)	81,858	29	1,020,000	43,131	1,145,018	80,448	1,361,888
事業年度中の変動額							
剰余金の配当(注)				68,620	68,620		68,620
剰余金の配当				45,775	45,775		45,775
固定資産圧縮積立金取崩額(注)		4		7			
固定資産圧縮積立金取崩額		7		7			
別途積立金取崩額(注)			26,000	26,000			
当期純利益				158,235	158,235		158,235
自己株式の取得						204	204
自己株式の処分						2,935	2,379
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計(百万円)		11	26,000	69,851	43,840	2,731	46,015
平成19年3月31日残高 (百万円)	81,858	19	994,000	112,981	1,188,858	77,717	1,407,903

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	84,761		84,761		1,446,649
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)					68,620
剰余金の配当					45,775
固定資産圧縮積立金取崩額(注)					
固定資産圧縮積立金取崩額					
別途積立金取崩額(注)					
当期純利益					158,235
自己株式の取得					204
自己株式の処分					2,379
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	17,748	812	18,560	1,224	17,336
事業年度中の変動額合計 (百万円)	17,748	812	18,560	1,224	28,679
平成19年3月31日残高 (百万円)	67,013	812	66,201	1,224	1,475,328

(注) 平成18年5月の取締役会における利益処分項目であります。

〔中間財務諸表作成の基本となる重要な事項〕

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) その他有価証券</p> <p>ア 時価のある有価証券 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>イ 時価のない有価証券 移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p>2 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法 時価法によっております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) その他有価証券</p> <p>ア 時価のある有価証券 (同左)</p> <p>イ 時価のない有価証券 移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式および関連会社株式 (同左)</p> <p>2 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法 (同左)</p>	<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) その他有価証券</p> <p>ア 時価のある有価証券 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>イ 時価のない有価証券 移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式および関連会社株式 (同左)</p> <p>2 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法 (同左)</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。</p> <p>ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="252 667 528 723"> <tr> <td>建物</td> <td>15～50年</td> </tr> <tr> <td>器具・備品</td> <td>3～10年</td> </tr> </table>	建物	15～50年	器具・備品	3～10年	<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 (同左)</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、「営業利益」、「経常利益」、および「税引前中間純利益」が72百万円減少しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これにより、「営業利益」、「経常利益」、「税引前中間純利益」がそれぞれ174百万円減少しております。</p>	<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 (同左)</p>
建物	15～50年					
器具・備品	3～10年					

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(2) 無形固定資産および投資その他の資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。</p> <p>4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。</p> <p>5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(2) 無形固定資産および投資その他の資産 (同左)</p> <p>4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左)</p> <p>(2) 賞与引当金 (同左)</p> <p>5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 (同左)</p> <p>6 リース取引の処理方法 (同左)</p>	<p>(2) 無形固定資産および投資その他の資産 (同左)</p> <p>4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左)</p> <p>(2) 賞与引当金 (同左)</p> <p>5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6 リース取引の処理方法 (同左)</p>

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>7 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる方法によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当社の社債に係る金利変動リスク等をヘッジするため、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行っております。また、貸付金等に係る為替変動リスクをヘッジするため、為替予約を行っております。</p> <p>(3) ヘッジ方針 社債に係る金利変動リスクは、原則として発行額面について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、貸付金等に係る為替変動リスクは、原則として外貨建の貸付金額について全額、返済日までの期間にわたりヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 金利変動リスク等のヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果を対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。</p>	<p>7 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 (同左)</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当社の社債および借入金に係る金利変動リスク等をヘッジするため、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行っております。また、貸付金等に係る為替変動リスクをヘッジするため、為替予約を行っております。</p> <p>(3) ヘッジ方針 社債および借入金に係る金利変動リスクは、原則として発行額面ないし借入元本について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、貸付金等に係る為替変動リスクは、原則として外貨建の貸付金額について全額、返済日までの期間にわたりヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p>	<p>7 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 (同左)</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当社の社債に係る金利変動リスク等をヘッジするため、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行っております。また、貸付金等に係る為替変動リスクをヘッジするため、為替予約を行っております。</p> <p>(3) ヘッジ方針 社債に係る金利変動リスクは、原則として発行額面について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、貸付金等に係る為替変動リスクは、原則として外貨建の貸付金額について全額、返済日までの期間にわたりヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1)消費税および地方消費税の会計処理方法 税抜方式によっております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1)消費税および地方消費税の会計処理方法 (同左)</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 (同左)</p>	<p>8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1)消費税および地方消費税の会計処理方法 (同左)</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 (同左)</p>

〔中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更〕

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益への影響はありません。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、1,538,715百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益への影響はありません。</p> <p>従来の「資本の部」の合計に相当する金額は、1,474,916百万円であります。</p> <p>なお、当期における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準第8号)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これにより「営業利益」、「経常利益」および「税引前中間純利益」が463百万円減少しております。</p>	<p>(社債に関する会計処理) 社債の発行価額と社債金額に差が生じた場合の会計処理については、従前は社債発行差金を社債発行時に全額費用として認識しておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成18年8月11日 企業会計基準第10号)の改正により、社債を償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする方法に変更いたしました。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当期より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月27日 企業会計基準第8号)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これにより「営業利益」、「経常利益」および「税引前当期純利益」が1,224百万円減少しております。</p> <p>(社債に関する会計処理) (同左)</p>

〔表示方法の変更〕

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
	<p>(流動資産) 「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)の改正(平成19年7月4日付)に伴い、前中間会計期間において、「現金および預金」に含めておりました「譲渡性預金」については当中間会計期間より区分掲記してあります。 なお、前中間期末の「現金および預金」に含まれる「譲渡性預金」は13,900百万円であります。</p>

〔注記事項〕

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
<p>1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 73,752百万円</p> <p>2 差入有価証券等の注記 消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等37,127百万円の差入れを行っております。</p> <p>3 保証債務の残高(注)1 野村證券株式会社が発行した社債258,200百万円の元利金の保証 258,200百万円 ノムラ・ホールディング・アメリカInc.が発行したコマースシャル・ペーパー868,125千米ドルの元金の保証 102,352百万円 ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマースシャル・ペーパー332,000千米ドルの元金および同社が行うスワップ取引等448,062千米ドルの保証 91,969百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファンディングPLCが発行したミディアム・ターム・ノート158,000千米ドル、60,950百万円の元利金の保証 79,578百万円(注)2 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したミディアム・ターム・ノート2,214,700千米ドル、1,093,500千ユーロ、165,700千豪ドル、1,809,900百万円の元利金の保証 2,249,377百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うスワップ取引等332,631千米ドルの保証 39,217百万円(注)2</p>	<p>1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 75,218百万円</p> <p>2 差入有価証券等の注記 消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等37,914百万円の差入れを行っております。</p> <p>3 保証債務の残高(注)1 野村證券株式会社が発行した社債258,200百万円の元利金の保証 258,200百万円 ノムラ・ホールディング・アメリカInc.が発行したコマースシャル・ペーパー151,000千米ドルの元金の保証 17,430百万円 ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマースシャル・ペーパー5,500百万円、443,250千米ドル、230,000千ユーロ、10,000千英ポンドの元金および同社が行うデリバティブ取引等、493,982千米ドルの保証 153,604百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファンディングPLCが発行したミディアム・ターム・ノート1,400百万円の元利金の保証 1,400百万円(注)2 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したミディアム・ターム・ノート3,295,200千米ドル、2,999,500千ユーロ、166,200千豪ドル、2,107,200百万円の元利金の保証 2,994,517百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うスワップ取引等351,810千米ドルの保証 40,609百万円(注)2 ノムラ・バンク・インターナショナルPLCが発行したミディアム・ターム・ノート1,400百万円の元利金の保証 1,400百万円</p>	<p>1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 72,749百万円</p> <p>2 差入有価証券等の注記 消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等37,029百万円の差入れを行っております。</p> <p>3 保証債務の残高(注)1 野村證券株式会社が発行した社債258,200百万円の元利金の保証 258,200百万円 ノムラ・ホールディング・アメリカInc.が発行したコマースシャル・ペーパー1,461,375千米ドルの元金の保証 172,515百万円 ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマースシャル・ペーパー564,300千米ドル、452,500千ユーロの元金および同社が行うデリバティブ取引等、359,710千米ドルの保証 180,271百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファンディングPLCが発行したミディアム・ターム・ノート158,000千米ドル、1,400百万円の元利金の保証 20,052百万円(注)2 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したミディアム・ターム・ノート3,272,700千米ドル、2,498,500千ユーロ、131,200千豪ドル、2,033,950百万円の元利金の保証 2,825,892百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行うスワップ取引等251,323千米ドルの保証 29,669百万円(注)2</p>

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)												
<p>(注) 1 日本公認会計士協会監査委員会報告第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。</p> <p>2 野村證券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。</p>	<p>(同左)</p> <p>4 貸出コミットメント 野村證券株式会社に対し、劣後特約付コミットメントラインを設定しております。</p> <table data-bbox="603 891 957 1019"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>750,000百万円</td> </tr> <tr> <td>融資実行残高</td> <td>250,000</td> </tr> <tr> <td>未実行残高</td> <td>500,000</td> </tr> </table>	融資限度額	750,000百万円	融資実行残高	250,000	未実行残高	500,000	<p>(同左)</p> <p>4 貸出コミットメント 野村證券株式会社に対し、劣後特約付コミットメントラインを設定しております。</p> <table data-bbox="1007 925 1356 1025"> <tr> <td>融資限度額</td> <td>750,000百万円</td> </tr> <tr> <td>融資実行残高</td> <td>250,000</td> </tr> <tr> <td>未実行残高</td> <td>500,000</td> </tr> </table>	融資限度額	750,000百万円	融資実行残高	250,000	未実行残高	500,000
融資限度額	750,000百万円													
融資実行残高	250,000													
未実行残高	500,000													
融資限度額	750,000百万円													
融資実行残高	250,000													
未実行残高	500,000													

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 「資産利用料収入」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、当社の保有する器具・備品、ソフトウェア等の利用料であります。	1 (同左)	1 (同左)
2 「不動産賃貸料収入」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、店舗等の不動産賃貸料であります。	2 (同左)	2 (同左)
3 「商標使用料収入」は、子会社である野村證券株式会社から受け取る、当社の保有する商標の使用料収入であります。	3 (同左)	3 (同左)
4 「その他の売上高」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、有価証券貸借料や貸付金にかかる受取利息等であります。	4 (同左)	4 (同左)
5 減価償却実施額 有形固定資産 3,383百万円 無形固定資産 13,460 投資その他の資産 120 計 16,964	5 減価償却実施額 有形固定資産 4,195百万円 無形固定資産 16,973 投資その他の資産 112 計 21,280	5 減価償却実施額 有形固定資産 7,706百万円 無形固定資産 28,227 投資その他の資産 231 計 36,164

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	59,822,266	35,955	1,263,504	58,594,717

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求に伴う増加 35,955 株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使に伴う減少 1,257,000 株

単元未満株式の買増しに伴う減少 6,504 株

当中間会計期間(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	57,730,371	44,008	1,824,785	55,949,594

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求に伴う増加 44,008 株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使に伴う減少 1,819,800 株

単元未満株式の買増しに伴う減少 4,985 株

前事業年度(自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	59,822,266	89,517	2,181,412	57,730,371

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求に伴う増加 89,517 株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使に伴う減少 2,172,000 株

単元未満株式の買増しに伴う減少 9,412 株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																												
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりであります。</p> <p>1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額((注)参照)</p> <table border="1" data-bbox="197 562 549 741"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具・備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,156百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>863</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>294</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 未経過リース料中間期末残高相当額((注)参照)</p> <table border="1" data-bbox="197 808 549 909"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>252百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>42</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>294</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table border="1" data-bbox="197 976 549 1066"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>146百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>146百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(注) 取得価額相当額および未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、有形固定資産の中間期末残高等に占めるその割合が低いため、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>		器具・備品	取得価額相当額	1,156百万円	減価償却累計額相当額	863	中間期末残高相当額	294	1年内	252百万円	1年超	42	合計	294	支払リース料	146百万円	減価償却費相当額	146百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりであります。</p> <p>1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額((注)参照)</p> <table border="1" data-bbox="644 562 995 741"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具・備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>884百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>812</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>73</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 未経過リース料中間期末残高相当額((注)参照)</p> <table border="1" data-bbox="644 808 995 909"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>59百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>73</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table border="1" data-bbox="644 976 995 1066"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>122百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>122百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 減価償却費相当額の算定方法 (同左)</p> <p>2 オペレーティング・リース取引は次のとおりであります。</p> <p>未経過リース料</p> <table border="1" data-bbox="644 1335 995 1435"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (同左)</p>		器具・備品	取得価額相当額	884百万円	減価償却累計額相当額	812	中間期末残高相当額	73	1年内	59百万円	1年超	14	合計	73	支払リース料	122百万円	減価償却費相当額	122百万円	1年内	2百万円	1年超	9	合計	11	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりであります。</p> <p>1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額((注)参照)</p> <table border="1" data-bbox="1075 562 1426 719"> <thead> <tr> <th></th> <th>器具・備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>1,023百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>828</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>195</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 未経過リース料期末残高相当額((注)参照)</p> <table border="1" data-bbox="1075 808 1426 909"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>173百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>195</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table border="1" data-bbox="1075 976 1426 1066"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>298百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>298百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4) 減価償却費相当額の算定方法 (同左)</p> <p>(注) 取得価額相当額および未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっております。</p>		器具・備品	取得価額相当額	1,023百万円	減価償却累計額相当額	828	期末残高相当額	195	1年内	173百万円	1年超	23	合計	195	支払リース料	298百万円	減価償却費相当額	298百万円
	器具・備品																																																													
取得価額相当額	1,156百万円																																																													
減価償却累計額相当額	863																																																													
中間期末残高相当額	294																																																													
1年内	252百万円																																																													
1年超	42																																																													
合計	294																																																													
支払リース料	146百万円																																																													
減価償却費相当額	146百万円																																																													
	器具・備品																																																													
取得価額相当額	884百万円																																																													
減価償却累計額相当額	812																																																													
中間期末残高相当額	73																																																													
1年内	59百万円																																																													
1年超	14																																																													
合計	73																																																													
支払リース料	122百万円																																																													
減価償却費相当額	122百万円																																																													
1年内	2百万円																																																													
1年超	9																																																													
合計	11																																																													
	器具・備品																																																													
取得価額相当額	1,023百万円																																																													
減価償却累計額相当額	828																																																													
期末残高相当額	195																																																													
1年内	173百万円																																																													
1年超	23																																																													
合計	195																																																													
支払リース料	298百万円																																																													
減価償却費相当額	298百万円																																																													

(有価証券の状況)

(1) 満期保有目的債券の時価等
該当事項はありません。

(2) 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

種類	前中間会計期間末(平成18年9月30日)		
	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式			
関連会社株式	45,800	100,838	55,038

種類	当中間会計期間末(平成19年9月30日)		
	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式			
関連会社株式	45,800	92,874	47,073

種類	前事業年度末(平成19年3月31日)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式			
関連会社株式	45,800	108,546	62,746

(3) その他有価証券の時価等

種類	前中間会計期間末(平成18年9月30日)		
	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
固定資産に属するもの	73,655	192,229	118,575
株 式	52,279	167,163	114,885
債 券			
そ の 他	21,376	25,066	3,690

種類	当中間会計期間末(平成19年9月30日)		
	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
固定資産に属するもの	66,864	152,801	85,937
株 式	52,611	135,926	83,316
債 券			
そ の 他	14,254	16,875	2,621

種類	前事業年度末(平成19年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
固定資産に属するもの	70,791	184,362	113,570
株 式	53,538	162,763	109,225
債 券			
そ の 他	17,254	21,599	4,345

(4) 時価評価されていない主な有価証券(上記(1)、(2)を除く)の内容および中間貸借対照表計上額

種 類	前中間会計期間末(平成18年9月30日)
	中間貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的債券	
その他有価証券	44,199
固定資産に属するもの	44,199
株式(非上場株式等)	27,692
債券(非上場債券等)	
そ の 他	16,506
その他の関係会社有価証券	12,485
そ の 他	4,021

種 類	当中間会計期間末(平成19年9月30日)	
	中間貸借対照表計上額 (百万円)	
満期保有目的債券		
その他有価証券		74,989
流動資産に属するもの		15,800
譲渡性預金		15,800
固定資産に属するもの		59,189
株式(非上場株式等)		26,180
債券(非上場債券等)		
そ の 他		33,009
その他の関係会社有価証券		19,151
そ の 他		13,858

種 類	前事業年度末(平成19年3月31日)	
	貸借対照表計上額 (百万円)	
満期保有目的債券		
その他有価証券		50,431
固定資産に属するもの		50,431
株式(非上場株式等)		27,466
債券(非上場債券等)		
そ の 他		22,965
その他の関係会社有価証券		16,426
そ の 他		6,539

(デリバティブ取引の状況)

ヘッジ会計が適用されているため、記載対象から除いております。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>1. 平成19年11月27日に第9回無担保社債の発行を行いました。</p> <p>(1) 社債の名称 野村ホールディングス株式会社第9回無担保社債</p> <p>(2) 発行総額 350億円</p> <p>(3) 発行価額 額面100円につき金99.96円</p> <p>(4) 利率 年1.39%</p> <p>(5) 払込期日 平成19年11月27日</p> <p>(6) 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>(7) 償還期限 平成24年11月27日</p> <p>(8) 資金用途 運転資金</p> <p>2. 平成19年11月27日に第10回無担保社債の発行を行いました。</p> <p>(1) 社債の名称 野村ホールディングス株式会社第10回無担保社債</p> <p>(2) 発行総額 300億円</p> <p>(3) 発行価額 額面100円につき金99.99円</p> <p>(4) 利率 年1.91%</p> <p>(5) 払込期日 平成19年11月27日</p> <p>(6) 償還金額 額面100円につき金100円</p> <p>(7) 償還期限 平成29年11月27日</p> <p>(8) 資金用途 運転資金</p>	

(2) 【その他】

平成 19 年 10 月 25 日開催の取締役会において、平成 19 年 9 月 30 日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり第 2 四半期配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|------------------------|--------------|
| 1) 第 2 四半期配当金の総額 | 16,235百万円 |
| 2) 1 株当たり第 2 四半期配当金 | 8 円50銭 |
| 3) 支払請求権の効力発生日および支払開始日 | 平成19年12月 3 日 |

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- 1 有価証券報告書およびその添付書類 平成19年6月28日関東財務局長に提出
事業年度 自 平成18年4月1日
(第103期) 至 平成19年3月31日
- 2 有価証券報告書の訂正報告書 平成19年6月28日関東財務局長に提出
第102期(自平成17年4月1日至平成18年3月31日)
有価証券報告書およびその添付書類にかかる訂正報告書であります。
- 3 有価証券届出書およびその添付書類 平成19年7月12日関東財務局長に提出
ストックオプション制度に伴う新株予約権発行
- 4 有価証券届出書の訂正届出書 平成19年7月17日
平成19年7月25日
上記3にかかる訂正届出書であります。 平成19年8月1日関東財務局長に提出
- 5 発行登録書およびその添付書類(社債) 平成19年10月26日関東財務局長に提出
- 6 発行登録追補書類およびその添付書類 平成19年8月3日
平成19年11月15日関東財務局長に提出
- 7 訂正発行登録書(社債) 平成19年6月29日
平成19年6月29日
平成19年7月12日
平成19年7月17日
平成19年7月25日
平成19年8月1日
平成19年10月26日関東財務局長に提出
- 8 臨時報告書
証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権の発行)の規定に基づく 平成19年7月12日
証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく 平成19年7月25日
金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号(提出会社の財政状態および経営成績に著しい影響を与える事象の発生)の規定に基づく 平成19年10月25日関東財務局長に提出
- 9 臨時報告書の訂正報告書
平成19年7月12日提出の臨時報告書の訂正報告書で 平成19年7月17日
あります。 平成19年8月1日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月11日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 洋 季 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 雄 一 郎 (印)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結資本勘定変動表、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（中間連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月27日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御 中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 洋 季 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 雄 一 郎 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 亀 井 純 子 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結資本勘定変動表、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（中間連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月11日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 村 洋 季 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 櫻 井 雄 一 郎 (印)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第103期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年11月27日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	英	公	一	(印)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松	村	洋	季 (印)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	櫻	井	雄	一 郎 (印)
指定社員 業務執行社員	公認会計士	亀	井	純	子 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第104期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。